地域連携薬局及び
専門医療機関連携薬局の
認定申請に係る説明会

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局について

〇薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。（都道府県知事の認定、１年ごとの更新）

- **入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（地域連携薬局）** → 患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応
- **がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）** → 患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

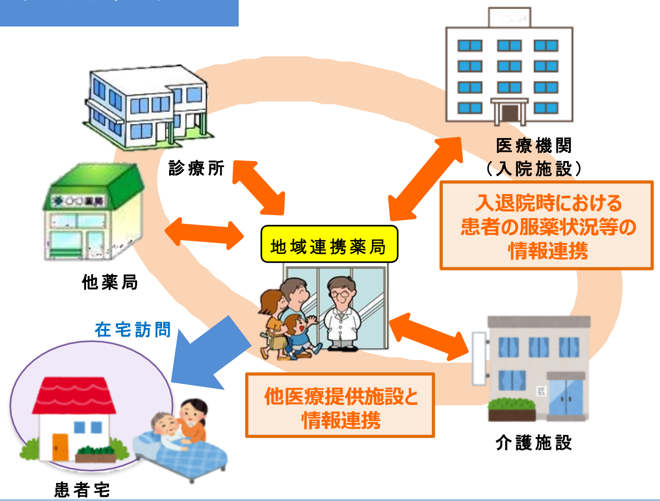

〔主な要件〕
- **関係機関との情報共有**（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- **夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画**
- **地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置**
- **在宅医療への対応**（麻薬調剤の対応等）

等

専門医療機関連携薬局

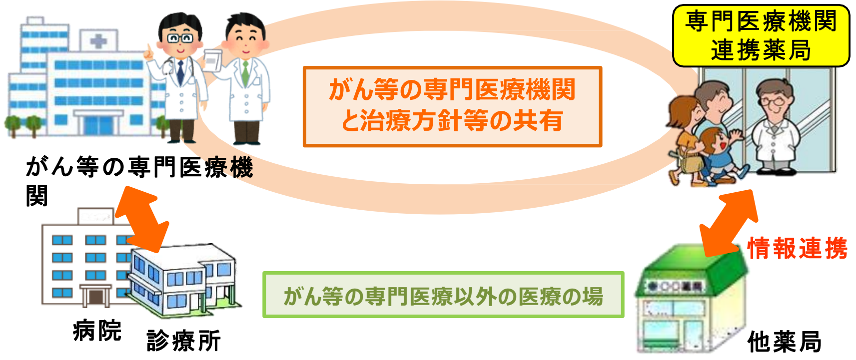

〔主な要件〕
- **関係機関との情報共有**（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- **学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置**

等

認定薬局の役割

地域連携薬局

- 外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- 他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

専門医療機関連携薬局（「がん」の場合）

- がん患者に対して、がん診療連携拠点病院等との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

《認定薬局》となると

◆認定を受けた薬局（地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局）と<u>称することができる</u>

※認定薬局でないものは、これらの名称（紛らわしい名称を含む。）を付けてはならない。

◆認定薬局の開設者は、<u>認定証を薬局の見やすい場所に掲示</u>しておかなければならない。

◆認定を受けた薬局は、<u>薬局の内の見やすい場所</u>と<u>外側の見やすい場所</u>に次の事項を掲示しなければならない。

- <u>地域連携薬局又は専門医療機関である旨</u>
- <u>地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の機能に係る説明</u>
- <u>専門医療機関連携薬局の場合、傷病の区分</u>

◆（薬局機能情報の届出項目追加）
地域連携薬局等に関する事項

地域連携薬局認定証	薬局開設許可証	高度管理医療機器等販売業許可証	麻薬小売業者免許証

認定申請をしようとする際は・・・

○認定を受けようとする方は、次の書類・手数料を熊本県庁又は管轄の保健所（衛生環境課）へ提出してください。

- **認定申請書類**
- **熊本県領収証紙　11,000円**

※ 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局について、手数料は同額です。

※ 認定申請・認定更新申請について、手数料は同額です。

※ 地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の両方の認定を受けようとする場合は、それぞれの申請書等の提出が必要です。

※ 認定更新申請は、申請書のみ認定申請と異なりますが、添付書類は同様のものを御提出いただきます。

受付窓口機関･課名等		電話番号	所在地	所管地域
熊本県庁	薬務衛生課	096-333-2242	熊本市中央区水前寺6-18-1	熊本市
有明保健所 玉名地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0968-72-2184	玉名市岩崎1004-1	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
山鹿保健所 鹿本地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0968-44-4121	山鹿市山鹿465-2	山鹿市
菊池保健所 県北広域本部 保健福祉環境部	衛生環境課	0968-25-4135	菊池市隈府1272-10	菊池市、合志市、菊陽町、大津町
阿蘇保健所 阿蘇地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0967-24-9035	阿蘇市一の宮町宮地2402	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村
御船保健所 上益城地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	096-282-0016	上益城郡御船町辺田見396-1	益城町、御船町、嘉島町、山都町、甲佐町
宇城保健所 宇城地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0964-32-1148	宇城市松橋町久具400-1	宇土市、宇城市、美里町
八代保健所 県南広域本部 保健福祉環境部	衛生環境課	0965-33-3198	八代市西片町1660	八代市、氷川町
水俣保健所 芦北地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0966-63-4104	水俣市八幡町3-2-7	水俣市、芦北町、津奈木町
人吉保健所 球磨地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0966-22-3107	人吉市西間下町86-1	人吉市、五木村、山江村、相良村、錦町、あさぎり町、水上村、湯前町、多良木町
天草保健所 天草広域本部 保健福祉環境部	衛生環境課	0969-23-0172	天草市今釜新町3530	上天草市、天草市、苓北町

認定制度に関する県ホームページ

/soshiki/45/97259.html

熊本県 Kumamoto Prefecture

本文へ　文字の大きさ・色の変更　音声読み上げ　Foreign Language　マイページ　検索

防災・くらし・環境　健康・福祉・子育て　観光・しごと・産業　学び・文化・国際　まちづくり・社会基盤　県の紹介・計画・入札

現在地　ホーム > 組織でさがす > 健康福祉部 > 薬務衛生課 > 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について

足あと　変更届書関係 > 薬務衛生課 > 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について > 薬務衛生課 > 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について > 【重要：6月11日更新】大規模集客施設等に対する時短要請協力金の受付を開始します > 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について

認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について

印刷　文字を大きくして印刷　ページ番号：0097259　更新日：2021年6月17日更新

患者さんが自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度が、令和3年8月1日から始まります。

薬局の認定制度の概要

患者さんに対して安心・安全で質が高く効果的・効率的な医療・介護サービスを提供する上で、患者さんが有効で安全な薬物療法を切れ目なく継続的に受けられることが必要です。そのためには、薬物療法に関わる関係者が、患者さんの服薬状況等の情報を共有しながら、最適な薬学的管理やそれに基づく指導を実施することが求められています。

このように、薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者さんが自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局を、都道府県が認定する制度（認定薬局制度）が創設されました。

緊急・重要なお知らせ

2021年6月14日更新
熊本県飲食店感染防止対策認証制度がスタートしました！

2021年6月14日更新
【重要：6月14日更新】熊本県時短要請協力金の受付を開始します

2021年6月14日更新
【6月14日】知事臨時記者会見（「熊本ワクチン接種モデル」について）

2021年6月11日更新
新型コロナウイルス感染症対策に係る国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルについて

2021年6月11日更新
【重要：6月11日更新】大規模集客施設等に対する時短要請協力金の受付を開始します

様式のダウンロードも可能です

shiki/45/97259.html

申請・届出について

1　認定を新たに受ける際の手続き

1　提出先及び提出部数

・営業所の所在地が熊本市の場合は健康福祉部健康局薬務衛生課へ1部提出してください。
・営業所の所在地が熊本市以外の場合は所在地を管轄する県保健所へ2部提出してください

地域連携薬局認定申請　（新規申請）

1　提出書類

（1）　地域連携薬局認定申請書［様式第5の2］ 申請書（Wordファイル：66KB）　申請書（PDFファイル：199KB）

（2）　添付書類

添付書類一覧　地域連携薬局（PDFファイル：346KB）

(1) 認定基準適合表（別紙3（Wordファイル：40KB））
(2) 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要（任意様式：別紙4（Wordファイル：69KB））
(3) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要（任意様式：別紙5（Wordファイル：71KB））
(4) 過去1年間に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について、地域における医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した際の情報提供文書等の写し（1回分）
(5) 利用者の薬剤等の情報について、地域における他の薬局に対して報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）
(6) 当該薬局で用いている「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」の例
(7) 地域における休日及び夜間の調剤応需体制がわかる資料
(8) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者の薬局に提供する際の手順を示した手順書等の該当箇所の写し
(9) 麻薬小売業免許証の写し
(10) 無菌製剤処理を実施できる体制の概要（任意様式：別紙6（Wordファイル：70KB））
(11) 当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び地域包括ケアシステムに関する研修の修了状況及び受講状況の一覧（第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧）（任意様式：別紙7（Wordファイル：26KB））
(12) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の地域包括ケアシステムに関する研修（健康サポート薬局に係る研修）の修了証又は健康サポート薬局に係る研修を受講したことを証明する書類（各都道府県薬剤師会が実施する技能

検索キーワード

熊本県　認定薬局

熊本県ホームページ
認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について
https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/97259.html

認定を受けるには
（薬局の所在地が熊本市の場合）

① 薬局の所在地が熊本市内の場合は県庁薬務衛生課に、認定申請書や添付書類、手数料を納付します。
② 形式的な審査（定型的な書類の過不足などの確認）を行い、書類が不足している場合などには、申請者に書類の補正を求めます。また、必要に応じて、申請薬局へ立入調査を行うことがあります。
③ 申請書類の内容から、薬局が認定の基準に適合しているか審査をします。申請者に内容の確認や追加の書類提出を指示する場合があります。また、必要に応じて、申請薬局へ立入調査を行うことがあります。
④ 審査の結果、認定の基準に適合している場合は、認定証を発行します。
⑤ 県庁薬務衛生課にて、認定証を交付します。

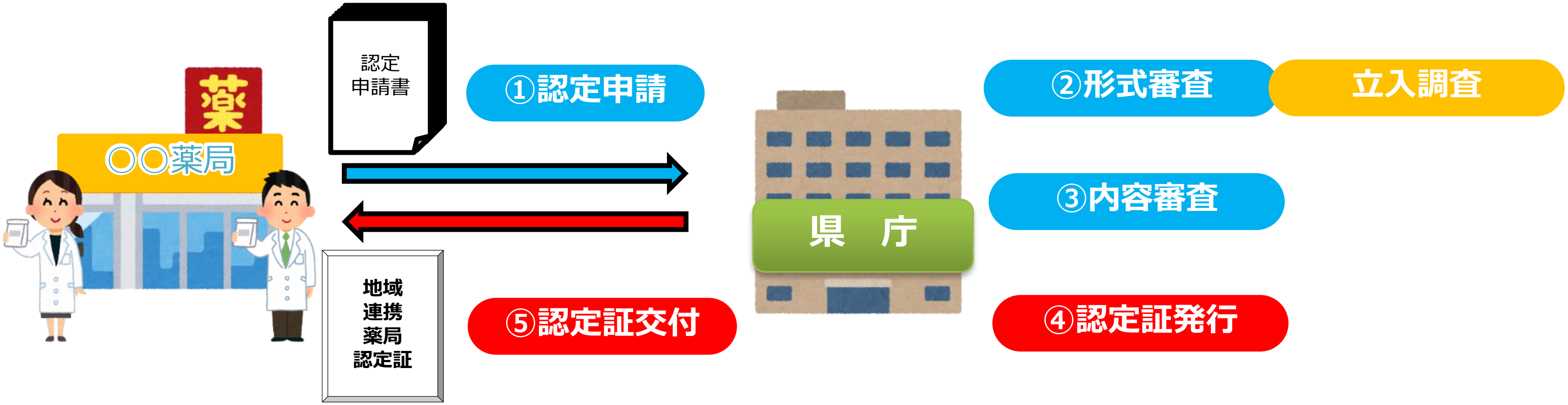

①～⑤まで、およそ2週間要する見込みです。
※事前申請の場合は別

認定を受けるには
（薬局の所在地が熊本市以外の場合）

① 薬局の所在地が熊本市以外の場合は、管轄保健所へ認定申請書や添付書類、手数料を納付します。
② 保健所が形式的な審査（定型的な書類の過不足などの確認）を行い、県庁薬務衛生課へ送付します。
　書類が不足している場合などには、申請者に書類の補正を求めます。また、必要に応じて、申請薬局へ立入調査を行うことがあります。
③ 申請書類の内容から、薬局が認定の基準に適合しているか審査をします。申請者に内容の確認や追加の書類提出を指示する場合があります。
④ 審査の結果、認定の基準に適合している場合は、認定証を発行し、申請を受け付けた保健所へ送付します。
⑤ 保健所から認定証が交付されます。

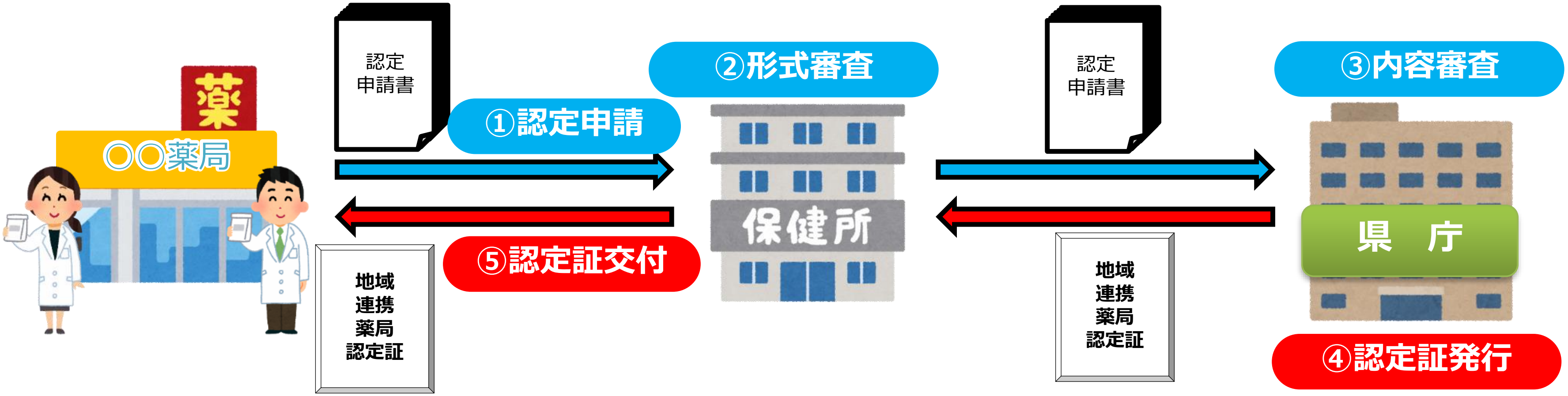

①～⑤まで、およそ1ヶ月要する見込みです。
※事前申請の場合は別

申請手続等について

◆受付窓口

薬局の所在地が熊本市の場合・・・・・県庁薬務衛生課（１部提出）
薬局の所在地が熊本市以外の場合・・・県保健所（２部提出）

◆認定日等

<事前申請>

８月１日から認定薬局の運用を薬局で開始できるように、事前の申請受付を実施します。
また、複数の申請が重なることが予想されますので、認定証交付については以下の①から③により実施します。

① ６月２１日（月）から６月３０日（水）までの申請受付分：８月１日付けで認定予定
７月２６日から申請者へ交付開始
（有効期間：令和３年８月１日から令和４年７月３１日）

② ７月１日（木）から８月２日（月）までの申請受付分：９月１日までに認定予定
８月３０日までに保健所へ発送、その後、申請者へ交付開始
（有効期間：令和３年９月１日から令和４年８月３１日等）

③ ８月２日以降　随時受付
有効期間：認定日（県庁での手続き終了後）から１年間

申請手続等について

◆申請に必要な書類

１．地域連携薬局認定申請書又は専門医療機関連携薬局認定申請書

２．地域連携薬局認定基準適合表又は専門医療機関連携薬局認定基準適合表

※基準適合表には各種添付書類が必要

熊本県では任意様式として以下の（１）から（７）がある。

（１）から（４）地域連携薬局に係るもの

（５）から（７）専門医療機関連携薬局に係るもの

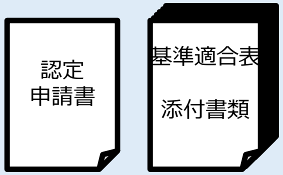

（１）利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要

（２）高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要

（３）無菌製剤処理を実施できる体制の概要

（４）当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び地域包括ケアシステムに関する研修の修了状況、受講状況の一覧

（５）利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要

（６）高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要

（７）当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報、傷病区分に関する研修の受講状況及び専門性の認定状況の一覧

３．申請者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員をいう。以下同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書（以下「申請者が法第５条第３号へに該当するおそれがある場合に添付する医師の診断書」という。）

４．薬局開設許可証の写し

◆手数料　１１,０００円（熊本県収入証紙）

認定薬局申請書

地域連携薬局

【別紙１】

様式第五の二（第十条の二関係）

地域連携薬局認定申請書

(1) 許可番号及び年月日	第　　　号・　　　年　　月　　日	許可証のとおり正確に記載
(2) 薬局の名称		
(3) 薬局の所在地	〒　－　TEL：（　）　－　FAX：（　）　－	
(4) 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要	別紙のとおり	
(5) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要	別紙のとおり	
(6) 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要	別紙のとおり	
(7) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要	別紙のとおり	
(8) （法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格事由 (9) 法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	該当がない場合 法人の場合「全員なし」 個人の場合「なし」	
(10) 法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
(11) 法第75条第４項又は第５項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者		
(12) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者		
(13) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者		
(14) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
(15) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
(16) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考		

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

年　　月　　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
〒　－　　℡　－　－

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

熊本県知事　　様

基準に適合していることが分かる書類を添付する（認定基準適合表）

専門医療機関連携薬局

【別紙２】

様式第五の三（第十条の三関係）

専門医療機関連携薬局認定申請書

(1) 許可番号及び年月日	第　　　号・　　　年　　月　　日	
(2) 薬局の名称		
(3) 薬局の所在地	〒　－　TEL：（　）　－　FAX：（　）　－	
…条の３第１項に規定する傷病の区分		
…条の３第２項第２号に規定する薬剤師の氏名		
…の心身の状況に配慮する構造設備の概要	別紙のとおり	
…の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共…体制の概要	別紙のとおり	
…な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要	別紙のとおり	
…にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格事由 (10) 法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	該当がない場合 法人の場合「全員なし」 個人の場合「なし」	
(12) 法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者		
(13) 法第75条第４項又は第５項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者		
(14) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者		
(15) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者		
(16) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
(17) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
(18) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考		

上記により、専門医療機関連携薬局の認定を申請します。

年　　月　　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
〒　－　　℡　－　－

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

熊本県知事　　様

認定薬局申請書

地域連携薬局

（例）

様式第五の二（第十条の二関係）

地域連携薬局認定申請書

(1) 許可番号及び年月日	第 ○○○○ 号・ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
(2) 薬局の名称	○○薬局	
(3) 薬局の所在地	〒 ○○○−○○○○　TEL:（○○○）○○○ −○○○　FAX:（○○○）○○○ −○○○ 熊本県○○市○○○—○	
(4) 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要		別紙のとおり
(5) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要		別紙のとおり
(6) 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要		別紙のとおり
(7) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要		別紙のとおり
(8) （法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		別紙のとおり
申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格事由	(9) 法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	全員なし
	(10) 法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者	全員なし
	(11) 法第75条第４項又は第５項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない者	全員なし
	(12) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者	全員なし
	(13) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者	全員なし
	(14) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	全員なし
	(15) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	全員なし
	(16) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	全員なし
備考		

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
〒△△△−△△△△　Tel △△△−△△△−△△△
熊本県△△市△△△—△

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
株式会社○○　代表取締役　○○

熊本県知事　　　　様

文書分類	006-001 許可、認可、免許、承認等の行政処分の記載に関する事項 001 許可、認可、免許承認等の行政処分の記録 001 許可、認可、免許承認等の記録に関する文書	決裁区分	課長	起案　年　月　日 1 本申請書を進達してよろしいか。 2 本申請について、決案のとおり認定証を交付してよろしいか。
		保存期間	【特定日から】5年	

薬務衛生課長（所長）	審議員（次長）	（次長）	薬事班長（課長）	監視麻薬班長（主幹）	起案者	課員	文書審査	公印承認
							施行規則第10条の2様式別記第5の2号様式であるため審査不要	

保健所受付日付印	保健所決裁日付印	保健所発送日付印	薬務衛生課受付日付印	薬務衛生課決裁日付印	薬務衛生課発送日付印

衛生総合情報システム受付番号（保健所）		衛生総合情報システム受付番号（薬務衛生課）	
認定番号	第　　号	認定年月日	年　月　日

（表）

熊本県収入証紙貼付欄（11,000円分）

【記入上の注意】地域連携薬局認定申請書

1　太線枠以外に記入してください。
2　黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきりと記入してください。
3　地域連携薬局の認定申請において、営業所の所在地が熊本市の場合は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に１部提出してください。営業所の所在地が熊本市以外の場合は、営業所の所在地を管轄する県保健所に２部提出してください。
4　記入方法

(注)以下の( )内の番号は、認定申請書の各項目の番号に連動しています。

各記載事項のすべてを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、必要事項を記入した書類を添付してください。

なお、(4) から (7) 欄にあっては、認定基準適合表及び関係する書類を添付することにより、詳細な欄内への記入は不要とする。

(4) 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要（法第六条の二第一項第一号に規定される基準）について記入してください。
(5) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要（法第六条の二第一項第二号に規定される基準）について記入してください。
(6) 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要（法第六条の二第一項第三号に規定される基準）について記入してください。
(7) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要（法第六条の二第一項第四号に規定される基準）について記入してください。
(8) 業務に責任を有する役員ついて、記入してください。記入することができない場合は、業務に責任を有する役員を明示した組織図を添付してください。
(9)から(13)　当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実がある場合は (9)から(11)欄にあってはその理由及び年月日を、(12)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は受けることがなくなった場合はその年月日を、(13)欄についてはその違反の事実及び違反した年月日を、また、(15)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付してください。

（裏）

申請手続等について

◆**申請に必要な書類**

１．地域連携薬局認定申請書又は専門医療機関連携薬局認定申請書

２．地域連携薬局認定基準適合表又は専門医療機関連携薬局認定基準適合表

※基準適合表には各種添付書類が必要

熊本県では任意様式として以下の（１）から（７）がある。

（１）から（４）地域連携薬局に係るもの

（５）から（７）専門医療機関連携薬局に係るもの

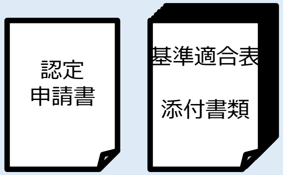

（１）利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要

（２）高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要

（３）無菌製剤処理を実施できる体制の概要

（４）当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び地域包括ケアシステムに関する研修の修了状況、受講状況の一覧

（５）利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要

（６）高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要

（７）当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報、傷病区分に関する研修の受講状況及び専門性の認定状況の一覧

３．申請者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員をいう。以下同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書（以下「申請者が法第５条第３号へに該当するおそれがある場合に添付する医師の診断書」という。）

４．薬局開設許可証の写し

◆手数料　１１,０００円（熊本県収入証紙）

基準適合表

地域連携薬局

【別紙３】

地域連携薬局　認定基準適合表（添付書類①）

実績の対象期間：＿＿年＿＿月～＿＿年＿＿月

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第１項第１号）	
	・利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	添付書類②のとおり
2	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備（第１項第２号）	
	※該当する項目をチェックすること ☐ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 ☐ 段差のない入口を設置している。 ☐ 車いすでも来局できる構造である。 ☐ その他（　　　　）	添付書類③のとおり
3	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第２項第１号）	
	※過去１年間に参加した会議をチェックすること ☐ 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 （主催者：＿＿＿＿，＿＿＿＿） ☐ 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 ☐ 退院時カンファレンス （医療機関の名称：＿＿＿＿，＿＿＿＿） ☐ その他の会議 （具体的な会議の名称：＿＿＿＿，＿＿＿＿）	
4	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第２項第２号）	
	主な連携先の医療機関 名　称①：＿＿＿＿ 所在地①：＿＿＿＿ 名　称②：＿＿＿＿ 所在地②：＿＿＿＿	
5	上記の報告及び連絡した実績（第２項第３号）	
	年間（＿＿）回（月平均（＿＿）回） うち、入院時（＿＿）回、外来受診時（＿＿）回、 退院時（＿＿）回、在宅訪問時（＿＿）回	添付書類④のとおり
6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第２項第４号）	
	利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付	添付書類⑤のとおり
7	開店時間外の相談に対応する体制（第３項第１号）	
	開店時間　平　日　：　～　： 土　曜　：　～　： 日祝日　：　～　：	
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 *※該当する項目をチェックすること* ☐ 文書により交付 ☐ 薬袋に記入	添付書類⑥のとおり

- 1 -

専門医療機関連携薬局

【別紙８】

専門医療機関連携薬局（がん）　認定基準適合表（添付書類①）

実績の対象期間：＿＿年＿＿月～＿＿年＿＿月

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第２項第１号）	
	・利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室等の設備 ・相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	添付書類②のとおり
2	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備（第２項第２号）	
	※該当する項目をチェックすること ☐ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 ☐ 段差のない入口を設置している。 ☐ 車いすでも来局できる構造である。 ☐ その他（　　　　）	添付書類③のとおり
3	・がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加（第３項第１号） ・前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第３項第２号）	
	主な連携先の医療機関 名　称①：＿＿＿＿ 所在地①：＿＿＿＿ 名　称②：＿＿＿＿ 所在地②：＿＿＿＿ 会議の名称：＿＿＿＿，＿＿＿＿	
4	上記の報告及び連絡した実績（第３項第３号）	
	過去１年間のがん患者総数（＿＿）人 うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した患者数（＿＿）人	添付書類④のとおり
	（参考）報告及び連絡した情報提供回数　年間（＿＿）回	
5	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第３項第４号）	
	利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付	添付書類⑤のとおり
6	開店時間外の相談に対応する体制（第４項第１号）	
	開店時間　平　日　：　～　： 土　曜　：　～　： 日祝日　：　～　：	
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 *※該当する項目をチェックすること* ☐ 文書により交付 ☐ 薬袋に記入	添付書類⑥のとおり
7	休日及び夜間の調剤応需体制（第４項第２号）	
	自局での対応時間　休　日　：　～　： 平　日（休日）　：　～　：	
	地域の調剤応需体制がわかる資料を添付	添付書類⑦のとおり
	（参考）過去１年間の調剤の実績（＿＿）回	

- 1 -

基準適合表

地域連携薬局

【別紙３】

添付書類一覧の番号と同一

地域連携薬局　認定基準適合表（

実績の対象期間：　Ｒ２年７月～　Ｒ３年６月

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第１項第１号）	
	・利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	添付書類②のとおり
2	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備（第１項第２号）	
	※該当する項目をチェックすること ☑ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 ☑ 段差のない入口を設置している。 ☑ 車いすでも来局できる構造である。 ☐ その他（　　　）	添付書類③のとおり
3	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第２項第１号）	
	※過去１年間に参加した会議をチェックすること ☐ 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 （主催者：＿＿＿＿，＿＿＿＿） ☑ 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議	

添付書類一覧

（法第６条の２並びに施行

（添付するものには✓を、添付対象では

適合表	① 認定基準適合表	
関係書類 法第六条の二第一項第一号	② 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備 ※利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設	
関係書類 法第六条の二第一項第二号	③ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構 ※高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した 及び写真	
関係書類 法第六条の二第二項第一号	④ 過去１年間に利用者の薬剤及び医薬品の使用 関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した際の	
	⑤ 利用者の薬剤等の情報について、地域におけ 法等を示した手順書等の写し（該当部分）	

申請手続等について

◆**申請に必要な書類**

１．地域連携薬局認定申請書又は専門医療機関連携薬局認定申請書

２．地域連携薬局認定基準適合表又は専門医療機関連携薬局認定基準適合表

※基準適合表には各種添付書類が必要

熊本県では任意様式として以下の（１）から（７）がある。

（１）から（４）地域連携薬局に係るもの

（５）から（７）専門医療機関連携薬局に係るもの

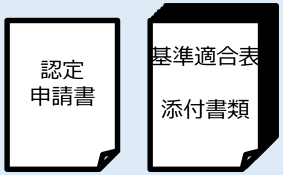

（１）利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要

（２）高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要

（３）無菌製剤処理を実施できる体制の概要

（４）当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び地域包括ケアシステムに関する研修の修了状況、受講状況の一覧

（５）利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要

（６）高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要

（７）当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報、傷病区分に関する研修の受講状況及び専門性の認定状況の一覧

３．申請者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員をいう。以下同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書（以下「申請者が法第５条第３号へに該当するおそれがある場合に添付する医師の診断書」という。）

４．薬局開設許可証の写し

◆手数料　１１,０００円（熊本県収入証紙）

添付書類一覧（新規・更新）

地域連携薬局

（新規・更新）

添付書類一覧　地域連携薬局認定
（法第６条の２並びに施行規則第１０条の２関係等）

	（添付するものには✓を、添付対象ではないものには－を右の欄に記入すること。）	
適合表	①　認定基準適合表	✓
法第六条の二第一項第一号関係書類	②　利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要 ※利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備について、構造設備がわかる図面及び写真	✓
	③　高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要 ※高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備について、構造設備がわかる図面及び写真	✓
法第六条の二第一項第二号関係書類	④　過去１年間に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について、地域における医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した際の資料（情報提供文書等）の写し（１回分）	✓
	⑤　利用者の薬剤等の情報について、地域における他の薬局に対して報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）	✓
法第六条の二第一項第三号関係書類	⑥　当該薬局で用いている「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」の例 ※　利用者又は家族等に対して、相談できる連絡先や注意事項等の事前に説明できる資料	✓
	⑦　地域における休日及び夜間の調剤応需体制がわかる資料	✓
	⑧　在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者の薬局に提供する際の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）	✓
	⑨　麻薬小売業免許証の写し	✓
	⑩　無菌製剤処理を実施できる体制の概要	✓
	⑩の１　無菌製剤処理について「自局で対応」の場合は、無菌製剤処理が実施できることがわかる図面及び写真	
	⑩の２　無菌製剤処理について「共同利用による対応」の場合は、無菌調剤室を提供する薬局と自局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等の写し	
	⑩の３　無菌製剤処理について「他の薬局を紹介」の場合は、紹介する薬局の名称を記載するとともに、無菌製剤処理が必要な処方箋を受けた場合に当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）	
	⑪　当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び地域包括ケアシステムに関する研修の修了状況、受講状況の一覧（第７号又は第８号に該当する薬剤師一覧）	✓
	⑫　当該薬局に常勤として勤務する薬剤師の地域包括ケアシステムに関する研修（健康サポート薬局に係る研修）の修了証等の写し	✓
	⑬　当該薬局に勤務する薬剤師に対する地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の実施計画の写し（１年間分）	✓
	⑭　過去１年間に医薬品の適正使用に関する情報について、地域における医療提供施設に対して情報提供した文書等（１回分）	✓
法第六条の二第一項第四号関係書類	⑮　高度管理医療機器等販売業等許可証の写し	✓
その他	⑯　薬局開設許可証の写し	✓
	⑰　現に交付されている認定証（認定更新申請時）	—

専門医療機関連携薬局

（新規・更新）

添付書類一覧　専門医療機関連携薬局認定（がん）
（法第６条の３並びに施行規則第１０条の３関係等）

	（添付するものには✓を、添付対象ではないものには－を右の欄に記入すること。）	
適合表	①　認定基準適合表	✓
法第六条の三第一項第一号関係書類	②　利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要 ※利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備について、構造設備がわかる図面及び写真	✓
	③　高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要 ※高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備について、構造設備がわかる図面及び写真	✓
法第六条の三第一項第二号関係書類	④　過去１年間に当該薬局を利用する傷病区分（がん）に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に対して情報提供した文書等の写し（１回分）	✓
	⑤　当該薬局を利用する傷病区分（がん）に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について、地域における他の薬局に対して報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）	✓
法第六条の三第一項第三号関係書類	⑥　当該薬局で用いている「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」の例	✓
	⑦　地域における休日及び夜間の調剤応需体制がわかる資料	✓
	⑧　在庫として保管する傷病区分（がん）に係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し	✓
	⑨　麻薬小売業免許証の写し	✓
	⑩　当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び傷病区分に関する研修の受講状況及び専門性の認定状況一覧（第６号又は第７号に該当する薬剤師一覧）	✓
	⑪　当該薬局に常勤として勤務する薬剤師の専門性（傷病区分がん）の認定を受けたことを証する書類等の写し	✓
	⑫　当該薬局に勤務する薬剤師に対する傷病区分（がん）に係る専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修の実施計画の写し（１年間分）	✓
	⑬　地域の他の薬局に勤務する薬剤師に対する傷病区分（がん）に係る専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修の実施計画の写し（１年間分）	✓
	⑭　過去１年間に傷病区分（がん）に係る医薬品の適正使用に関する情報について、地域の他の医療提供施設に対して情報提供した文書等（１回分）	✓
その他	⑮　薬局開設許可証の写し	✓
	⑯　現に交付されている認定証（認定更新申請時）	—

申請手続等について

	地域連携薬局の申請に必要な書類　①～⑨
①	認定基準適合表
②	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要 ※利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備について、構造設備がわかる図面及び写真
③	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要 ※高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備について、構造設備がわかる図面及び写真
④	過去1年間に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について、地域における医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した際の資料（情報提供文書等）の写し（1回分）
⑤	利用者の薬剤等の情報について、地域における他の薬局に対して報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）
⑥	当該薬局で用いている「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」の例 ※利用者又は家族等に対して、相談できる連絡先や注意事項等の事前に説明できる資料
⑦	地域における休日及び夜間の調剤応需体制がわかる資料
⑧	在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者の薬局に提供する際の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）
⑨	麻薬小売業免許証の写し

次スライドへ続く　必要な書類⑩～⑯

申請手続等について

地域連携薬局の申請に必要な書類　⑩～⑯

⑩	無菌製剤処理を実施できる体制の概要
	⑩の１　無菌製剤処理について「自局で対応」の場合は、無菌製剤処理が実施できることがわかる図面及び写真
	⑩の２　無菌製剤処理について「共同利用による対応」の場合は、無菌調剤室を提供する薬局と自局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等の写し
	⑩の３　無菌製剤処理について「他の薬局を紹介」の場合は、紹介する薬局の名称を記載するとともに、無菌製剤処理が必要な処方箋を受けた場合に当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）
⑪	当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び地域包括ケアシステムに関する研修の修了状況、受講状況の一覧（第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧）
⑫	当該薬局に常勤として勤務する薬剤師の地域包括ケアシステムに関する研修（健康サポート薬局に係る研修）の修了証等の写し
⑬	当該薬局に勤務する薬剤師に対する地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の実施計画の写し（１年間分）
⑭	過去1年間に医薬品の適正使用に関する情報について、地域における医療提供施設に対して情報提供した文書等（1回分）
⑮	高度管理医療機器等販売業等許可証の写し
⑯	薬局開設許可証の写し

申請手続等について

	専門医療機関連携薬局の申請に必要な書類　①～⑨
①	認定基準適合表
②	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要 ※利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備について、構造設備がわかる図面及び写真
③	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要 ※高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備について、構造設備がわかる図面及び写真
④	過去1年間に当該薬局を利用する傷病区分（がん）に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に対して情報提供した文書等の写し（1回分）
⑤	当該薬局を利用する傷病区分（がん）に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について、地域における他の薬局に対して報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）
⑥	当該薬局で用いている「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」の例 ※利用者又は家族等に対して、相談できる連絡先や注意事項等の事前に説明できる資料
⑦	地域における休日及び夜間の調剤応需体制がわかる資料
⑧	在庫として保管する傷病区分（がん）に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者の薬局に提供する際の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）

次スライドへ続く　必要な書類⑨～⑮

申請手続等について

	地域連携薬局の申請に必要な書類　⑩～⑯
⑨	麻薬小売業免許証の写し
⑩	当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び傷病区分に関する研修の受講状況及び専門性の認定状況一覧（第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧）
⑪	当該薬局に常勤として勤務する薬剤師の専門性（傷病区分がん）の認定を受けたことを証する書類等の写し
⑫	当該薬局に勤務する薬剤師に対する傷病区分（がん）に係る専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修の実施計画の写し（1年間分）
⑬	地域の他の薬局に勤務する薬剤師に対する傷病区分（がん）に係る専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修の実施計画の写し（1年間分）
⑭	過去1年間に傷病区分（がん）に係る医薬品の適正使用に関する情報について、地域の他の医療提供施設に対して情報提供した文書等（1回分）
⑮	薬局開設許可証の写し

認定薬局の要件等と基準適合表の書き方

地域連携薬局の基準

●地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	**構造設備**が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい**構造設備** ○　利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の**医療提供施設と共有する体制**が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	地域の他の医療提供施設と情報を共有する**体制** ○　地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○　地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○　地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った**実績**（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○　地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の**業務を行う体制**が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する**体制** ○　開店時間外の相談応需体制の整備 ○　休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○　地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○　麻薬の調剤応需体制の整備 ○　無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○　医療安全対策の実施 ○　継続して１年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○　地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○　薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○　地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	**居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制**が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	在宅医療に必要な対応ができる**体制** ○　在宅医療に関する取組の実績（月平均２回以上の**実績**） ○　高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

①構造設備

規則第10条の２　第１項
一　法第六条の二第一項第一号に規定する利用者（別表第一を除き、以下単に「利用者」という。）が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。
二　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。

- 利用者が安心して相談できる環境を確保することを求めているもの。薬剤師がより丁寧に服薬指導等を実施することにも資する。
- 基本は利用者が座って情報の提供等を受けることができる設備を求める。（やむを得ない場合には、必ずしもあらかじめ椅子を備え付けておく必要はないが、利用者が容易に認識できるような配慮が必要）
- 「間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備」とは、利用者への服薬指導等を実施する際に利用するカウンターにパーティション等を設置することにより仕切ることが考えられる。
  - ✓ 単にパーティションを設置すれば良いというものではなく、相談できるスペースを十分確保する、他の利用者の待合場所とカウンターの距離を離す、他の利用者の目線や動線に配慮した配置にする、情報提供や服薬指導の内容等が他の利用者に聞き取られないよう配慮する等、薬局全体での対応が必要。
  - ✓ 実際に情報提供や服薬指導等を行う薬剤師の態度や声の大きさ等によっては、利用者が安心して相談できない、他の利用者に内容が聞こえてしまうといった可能性もあるため、本号の規定に基づき設備を整備するとともに、薬剤師の対応方法についても薬局内で周知し、利用者が安心できる環境を確保すること。
- 本規定は、薬局の状況に応じて、様々な対応が考えられる。

利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要

以下の要件を満たす相談窓口を設置していることがわかる写真

共通

- **薬局の待合室に相談窓口を設置している**
- **座って服薬指導を受けられる（イスを設置している）**
  ※常時設置していない場合は、イスに座って服薬指導等を受けられる旨をわかりやすく掲示していること
- **利用者の相談内容が漏えいしないよう配慮している**（配慮内容の記述＋写真）

地域

- **間仕切りを窓口に設置する等、隣の利用者から窓口の上の薬剤や資料が通常見られない措置が講じてある**

専門

- **個室の相談窓口など、他の相談窓口や待合場所から利用者を視認することが困難な措置が講じてある**

【配慮の例示】 ※薬局の状況ごとに必要となる措置の程度は異なる。

・間仕切り(パーティション)や壁、天井、床などに<u>吸音材質のものを使用する</u>等、相談内容が他の利用者に伝わりにくくなっている。
・待合室と相談窓口の間に十分な距離を設けたり、パーティションを設けるなど、相談内容が他の利用者に伝わりにくくなっている。
・<u>マスキング音源</u>（テレビやＢＧＭ、プライバシー保護用音源）により、相談内容を他の利用者から聞き取りにくくします。

【間仕切り】 ※間仕切り以外の措置によることも可能

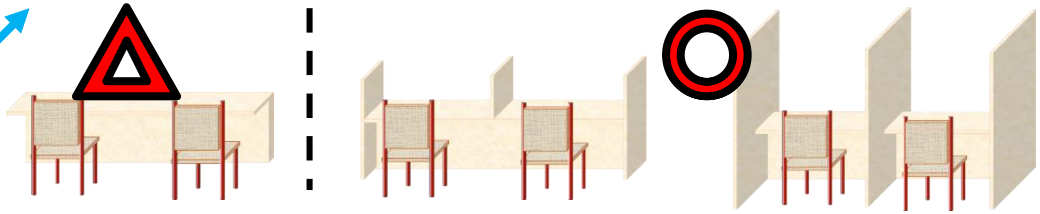

【個室など】

※右の例示以外にも、個室と同程度に利用者のプライバシーを確保する措置を講じたものであればよい。

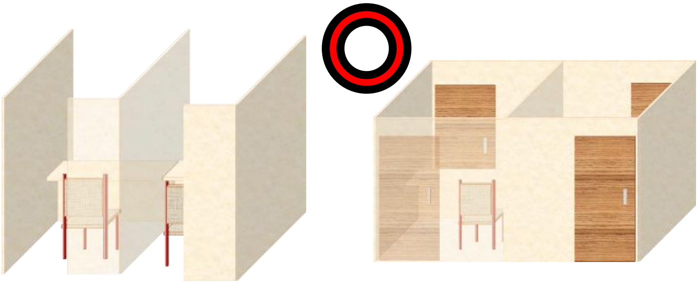

＜提出イメージ＞

地域連携薬局

利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要

［貼付・記入欄］　※この欄に平面図及び写真等を貼付及び内容を記載してください。
貼付せずに添付する場合は別添のとおりと記載してください。

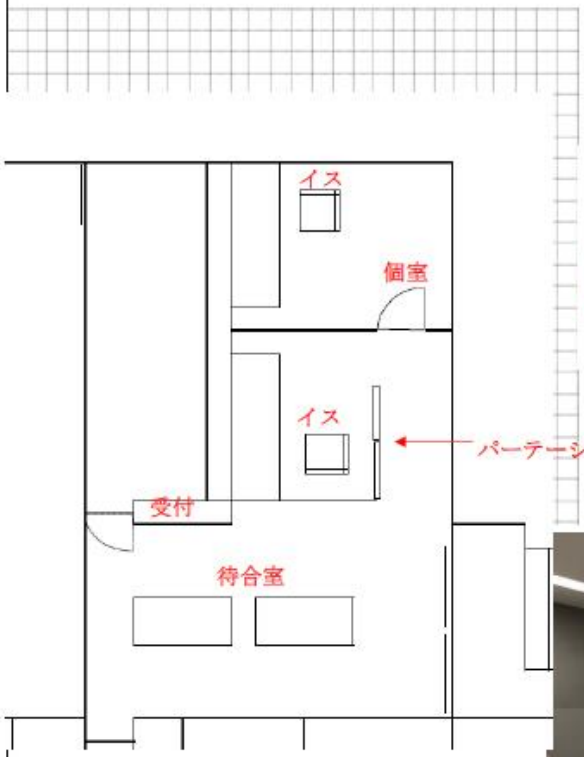

・各情報提供設備にイスを設置

・個室の情報提供設備とパーテーションで区切られた設備で配慮します。

留意事項

☑1　次の要件を全て備えた相談窓口を設けていることがわかる写真を貼り付けて下さい。

☑　利用者が座って利用できること
（椅子が設置されていること　又は　椅子の利用が可能であることが掲示されていること。）

☑　相談窓口が間仕切り等で区切られていること
（利用者の薬剤や説明資料等が隣の相談窓口から視認することが困難な相談窓口であること。）

☑　待合室に設置されていること

☑2　利用者への服薬指導や情報提供の内容が他の利用者に漏えいしないよう配慮している事項を記載してください。併せて、配慮していることがわかる構造や設備の写真を添付してください。

高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要

共通　地域　専門

【別紙５】

高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要

［貼付・記入欄］　※この欄に図面及び写真を貼付し、内容を記載してください。
貼付せずに添付する場合は別添のとおりと記載してください。

高齢者等への配慮する構造設備　例

敷地内	・出入口に至るまで、段差や急な勾配はない　・スロープ　・手すり ・点字ブロック　・車いす使用者が利用しやすい駐車場　など
出入口	・自動ドア　・引戸　・出入口の前後に段差がない ・車いすの通行に十分な拡幅がある　など
待合室	・車いすの通行に十分な拡幅がある ・待合室の床面が滑りにくい材質　・手すり　など
トイレ	・車いす使用者用トイレ　・オストメイト対応 ・受け口が床上 35cm 以下の小便器　など

留意事項

□　高齢者や障がい者（高齢者等）に対する配慮の状況がわかるような、図面又は写真を添付してください。また、写真等により難い場合は、配慮している事項を記載してください。

【スロープ】
出入口までの段差の解消

※段差がない場合や、エレベーターを使用する場合などもある。

【自動ドアや引き戸】
容易に通行できる前後に段差のない出入口

※開き戸の場合でも、出入口の前後に車いすの転回スペースを設けるなどの対応がありうる。

【その他の配慮】※例示
高齢者や障がい者等が円滑に利用するための配慮

①構造設備（基準適合表）

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第１項第１号）	
	・　利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・　相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	添付書類②
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第１項第２号）	
	※該当する項目をチェックすること ☐　利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 ☐　段差のない入口を設置している。 ☐　車いすでも来局できる構造である。 ☐　その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造（　　　　　　　　　　　　）	添付書類③

◆構造がわかる図面、写真等を添付(任意様式あり)

・常時椅子を設置していない場合は、椅子に座って相談を受けることが可能な旨について利用者の見やすい場所への掲示の写真と内容を添付

・相談の内容が漏洩しないよう配慮した設備については、写真等や配慮事項の説明文を記載し、その内容がわかるものとすること

②地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加

規則第10条の２　第２項
一　薬局開設者が、過去一年間（当該薬局を開設して一年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下この条及び次条において同じ。）において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）の構築に資する会議に継続的に参加させていること。

- 会議に継続的に参加することを求めるもの。参加の頻度については、地域における会議の開催状況も踏まえつつ、薬局として参加すべきものを検討した上で積極的に関わっていくこと。
- このような会議への参加が関係機関から案内されるよう、薬局の対応について他の医療提供施設や関係機関への周知等も併せて行うこと。（薬局からのアピール）
- 「地域包括ケアシステムの構築に資する会議」とは、地域包括ケアシステムの構築のための、地域住民を含む地域における総合的なチーム医療・介護の活動であり、次に掲げる活動が考えられること。
  - ◆ 介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の48で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議
  - ◆ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第９号で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議
  - ◆ 地域の多職種が参加する退院時カンファレンス

②医療機関の薬剤師等に対する報告・連絡体制

規則第10条の２　第２項
二　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。

- 医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者との間で随時報告及び連絡することができる体制を備えていることが必要
  - ① ハイリスク薬等を服用する外来の利用者が地域連携薬局に来局した際に、利用者から服薬状況や副作用の発生の有無などの服薬情報を入手し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。
  - ② 入院時には、医療機関において適切な薬学的管理を行うため、地域連携薬局が有する利用者の入院前の服薬情報等を、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。
  - ③ 退院時には、退院後に地域連携薬局が適切な薬学的管理を行うため、退院時カンファレンスに参加し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等から入院時の服薬情報や退院後の療養上の留意点等について必要な指示・情報提供等を受けること。
  - ④ 在宅医療を行う際には、主治医の指示等に基づいて地域連携薬局が居宅等において適切に薬学的管理を行うため、在宅における服薬状況等を適切に把握し、利用者の薬物療法等に必要となる薬剤や医療材料等の情報とともに、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。

- 薬局が他の医療提供施設と連携しつつ、これらの対応が実施できることを、地域における他の医療提供施設に広く周知するとともに、薬局に来局する利用者に対して十分理解されるよう、実施できる内容の掲示や必要に応じた説明など積極的な周知を行うこと。

②報告及び連絡した実績

規則第10条の２　第２項
三　薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均三十回以上報告及び連絡させた実績があること。

- 前号の体制を構築した上で、薬局開設者が、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去１年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、当該薬剤師から医療機関に勤務する薬剤師等に対して次に掲げる報告及び連絡させた実績として月平均30回以上を求めるものであること。（ア～エについては、いずれかのみを行うのではなく、満遍なく実施することが望ましい）
  - ア　利用者の入院に当たって情報共有を行った実績
  - イ　医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績
  - ウ　外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績
  - エ　居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績
- 薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書（地域情報連携ネットワーク等を含む。）を用いて提供する等、当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものが対象（服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載、疑義照会は含まれない）
- 報告及び連絡に用いる文書の様式については、地域の医師会、薬剤師会等とあらかじめ協議されたものを用いることが望ましい。
- 調剤報酬の算定の有無にかかわらず、情報共有を実施していれば実績とする。
- 書面に限らず、電子媒体でも可能。提供した記録は保管しておくこと。

②報告及び連絡した実績

過去１年間における以下の実績一覧

地域

●薬局薬剤師から医療機関の薬剤師その他の医療関係者へ利用者の服薬情報に関する次のような情報提供(共有)を実施した月ごとの実績（１年間の月平均３０回以上）

- ・利用者の入院に当たっての情報共有
- ・医療機関からの退院に当たっての情報共有
- ・外来の利用者に関する情報共有
- ・居宅等訪問の報告書等による情報共有

専門

●薬局薬剤師から専門医療機関の薬剤師その他の医療関係者へがん患者(利用者)の服薬情報に関する情報提供(共有)を実施した１年間の実績（１年間のがん患者の半数以上の者について、１回以上の情報提供実績）

共通

●薬局薬剤師が服薬指導等の主体的な情報収集により得られた情報を文書や電磁的記録で提供した情報提供（共有）が対象。

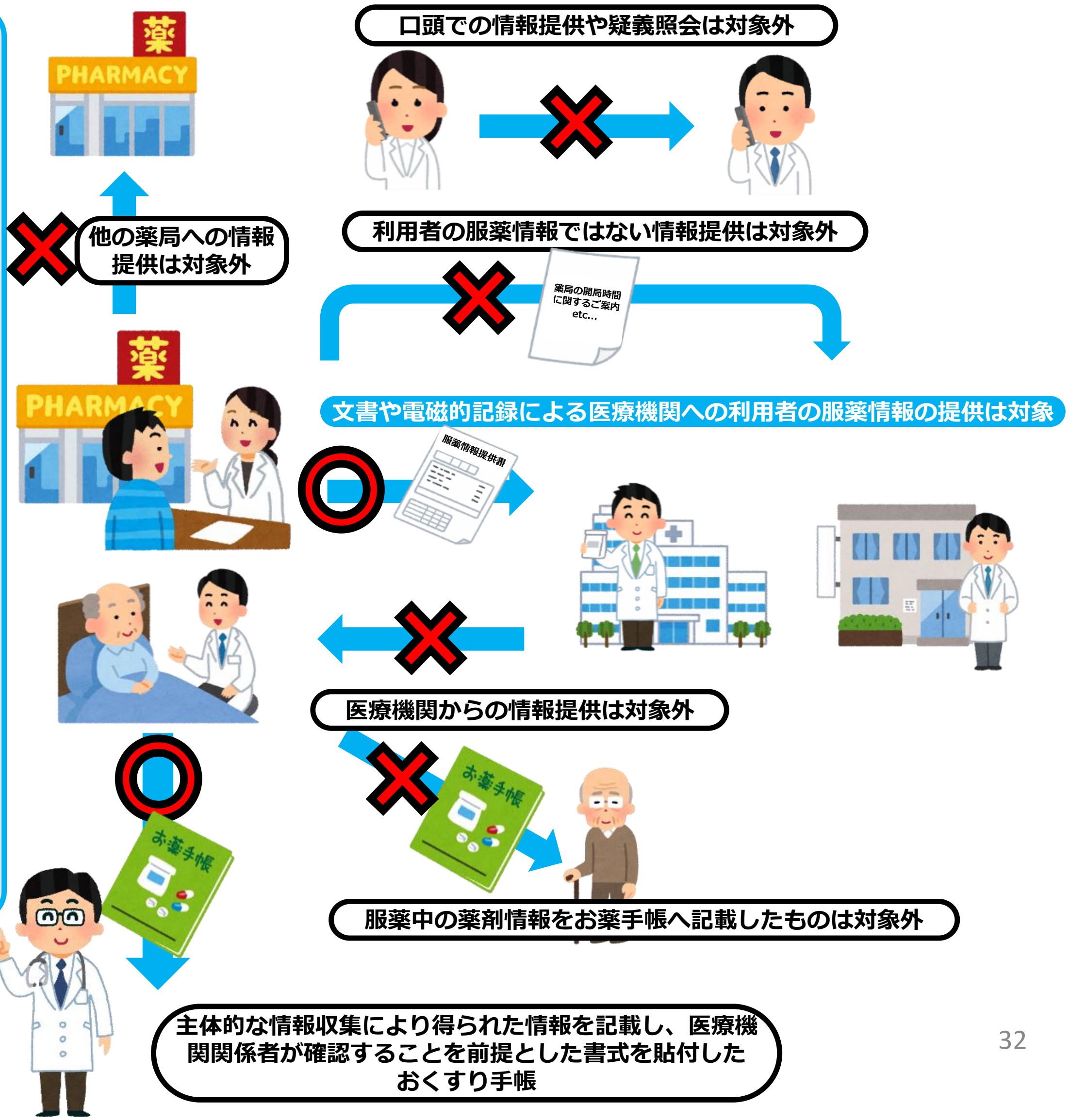

②医療機関の薬剤師等に対する報告・連絡体制
②報告及び連絡した実績
（基準適合表）

4	地域における**医療機関に勤務する薬剤師等に対して**随時報告及び連絡することができる体制（第２項第２号）	
	主な連携先の医療機関 名　称①：＿＿＿＿ 所在地①：＿＿＿＿ 名　称②：＿＿＿＿ 所在地②：＿＿＿＿	
5	上記の報告及び連絡した実績（第２項第３号）	
	年間（＿＿＿）回（月平均（＿＿＿）回） うち、入院時（＿＿＿）回、外来受診時（＿＿＿）回、 退院時（＿＿＿）回、在宅訪問時（＿＿＿）回	添付書類④ 情報提供文書等の写し１回分

◆主な連携先の医療機関を記載する（名称及び所在地）

◆報告及び連絡した実績を記載する

・実績は、過去１年間のもの：認定申請又は認定更新申請の前月までの過去１年間

・報告又は連絡した際の資料（情報提供文書等）の写しを１回分添付
（個人情報はマスキング）

②他の薬局への報告・連絡体制

規則第10条の２　第２項
四　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

- 地域における他の薬局に対して利用者の薬剤等（要指導医薬品及び一般用医薬品を含む。以下同じ。）の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等に関する情報を報告及び連絡することが求められるため、その方法等を明確にしておくこと。

- 例えば、地域連携薬局をかかりつけの薬剤師のいる薬局としている利用者が、他の薬局を利用した際に、当該利用者からの同意の下で当該他の薬局からの求めに応じ、当該利用者の薬剤等の適正使用に必要となる情報を地域連携薬局から当該他の薬局に情報提供する場合が想定される。

基準適合表

6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第２項第４号）	
	利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付	添付書類⑤

◆別紙として、手順書の写しを添付（記載部分がわかるように提出）

③開店時間外の相談に対応する体制

規則第10条の２　第３項
—　開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。

- 利用者から電話相談等があった場合には、開店時間外であっても薬局で相談等を受けられる体制を求めているもの。
- 利用者のかかりつけの薬剤師がいる場合には、かかりつけの薬剤師（かかりつけの薬剤師が対応できない時間帯である場合は、薬局において当該かかりつけの薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が対応すること。また、当該相談内容の必要な事項については、調剤録に記載すること。
- 利用者又はその家族等に対しては、当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等について事前に説明すること。また、当該内容については、文書により交付することヌは薬袋へ記載すること。

基準適合表

7	開店時間外の相談に対応する体制（第３項第１号）		
	開店時間	平　日　：　～　： 土　曜　：　～　： 日祝日　：　～　：	
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 *※該当する項目をチェックすること* ☐ 文書により交付 ☐ 薬袋に記入		添付書類⑥

◆開店時間は薬局開設許可等の情報を記載
◆周知方法：交付文書や連絡先等が記載された薬袋等を添付

③休日及び夜間の調剤応需体制

規則第10条の２　第３項
二　休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。

- 休日及び夜間における調剤応需体制については、利用者に対し医薬品を迅速に供給できるよう、自局で対応するほか、地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていることを指すもの。
  - ✓ 「**休日**」とは、**日曜日、国民の祝日**に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日、**１月２日及び３日並びに12月29日、30日及び31日**をいい、「**夜間**」とは、**午後６時から翌日の午前８時**まで（**土曜日の場合は、正午以降**）をいうものであること。
  - ✓ なお、認定薬局における開店時間（開局時間）は、利用者からの調剤の求めに応じる趣旨を踏まえると、**平日は１日８時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日は一定時間以上開局した上で、かつ週45時間以上開局していることが望ましく**、本規定において求める休日及び夜間対応はそれ以外の時間の対応を想定しているものであること。
- 例えば、地域で輪番制により対応している場合にはそれに参加していることが考えられる。また、利用者に対しては、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示しておくこと。
- 自治体が関与する仕組みなどにより、地域の薬局が交代で休日・夜間診療所等に薬剤師を派遣する対応でもよい。
- なお、他の薬局開設者との連携に関しては、へき地、過疎地域等であって、日常生活圏域（中学校区）及び近接する日常生活圏域に対応可能な他の薬局が存在しない場合には、柔軟に判断して差し支えないこと。

③休日及び夜間の調剤応需体制（基準適合表）

8	休日及び夜間の調剤応需体制（第３項第２号）		
	自局での対応時間	休　日　　：　～　： 平　日（夜間）　：　～　：	
	地域の調剤応需体制がわかる資料を添付		添付書類⑦
	（参考）過去１年間の調剤の実績（　　　）回		

◆自局での休日及び平日（夜間）の対応時間を記載すること
◆地域の調剤応需体制がわかる資料を添付すること
・（例）具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等を添付する

③他の薬局開設者の薬局への医薬品提供体制

規則第10条の２　第３項
三　在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。

- 地域の医薬品供給体制の確保のため、地域連携薬局が他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を供給できる役割を求めることから設けたもの。
- 地域において広く処方箋を応需し、利用者に対し医薬品を迅速に供給できるよう、地域の他の薬局開設者の薬局から医薬品の提供について求めがあった場合などに医薬品を提供できる体制が必要である。
- また、地域連携薬局における本規定の役割を踏まえると、地域の医薬品の提供体制を整備する際には、当該薬局の在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等による周知を行うことが望ましいこと。

基準適合表

9	在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第３項第３号）		
		医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）を添付	添付書類⑧
		（参考）過去１年間の医薬品提供の実績（　　　）回	

◆別紙として、手順書の写しを添付（記載部分がわかるように提出）

③麻薬の調剤応需体制

規則第10条の２　第３項
四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。

- 麻薬の調剤の求めがあった場合には、その薬局で調剤する体制を備えることを求めたものである。
- 地域連携薬局は、様々な種類の麻薬の調剤に対応できることが必要であり、在庫として保管する品目数や種類は当該薬局の調剤の状況等に応じて薬局で判断しても差し支えないが、麻薬の調剤の求めがあった場合に、薬局の事情等により当該麻薬の調剤を断ることは認められないものであり、速やかに必要な麻薬を入手できる体制を構築しておくこと。

基準適合表

10	麻薬の調剤応需体制（第３項第４号）	
		※該当する項目をチェックすること □　麻薬小売業者の免許証の番号（　　　　　） □　免許証の写しの提出（添付書類⑨）
		（参考）過去１年間の調剤の実績（　　　　）回

◆麻薬小売業者の免許証番号を記載又は免許証の写しの提出でもよい
◆過去１年間の麻薬を調剤した回数（麻薬処方箋の応需枚数）を記載

③無菌製剤処理を実施できる体制

規則第10条の２　第３項
五　無菌製剤処理を実施できる体制（第十一条の八第一項ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）を備えていること。

- 特に居宅等で療養を受ける利用者への調剤において無菌製剤処理が必要な薬剤が想定されるため、無菌製剤処理を実施できる体制（規則第11条の８第１項ただし書の規定により他の薬局の当該無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施（以下「共同利用」という。）する体制を含む。）を備えていることを求めているものであり、そのような処方があった場合、当該薬局で責任を持って当該薬剤の調剤を確保する対応が必要となる。

- このため、自局又は共同利用により無菌製剤処理を実施できるようにしておくことが望ましいが、日常生活圏域（中学校区）及び近接する日常生活圏域に、無菌製剤処理が可能な他の薬局が存在しない場合等も想定されることから、こうした場合には、無菌製剤処理の調剤に限り、当分の間、適切な実施薬局を紹介すること等の対応でも差し支えない。

- ただし、その場合、紹介する薬局をあらかじめ確保し、無菌製剤処理が必要な調剤の対応が円滑に実施できるよう具体的な手続を手順書等に記載しておくこと。

③無菌製剤処理を実施できる体制（基準適合表）

11	無菌製剤処理を実施できる体制（第３項第５号）	
	※該当する項目をチェックすること □ 自局で対応 □ 共同利用による対応 □ 他の薬局を紹介 薬局の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿ 薬局の所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿	添付書類⑩
	（参考）過去１年間の実績（＿＿＿＿）回	

◆「自局で対応」

・無菌製剤処理が実施できることがわかる図面、写真等を添付

◆「共同利用による対応」

・無菌調剤室を提供する薬局と自局の間の共同利用に関して必要な事項を記載した契約書の写しを添付

◆「他の薬局を紹介」

・紹介する薬局の名称と所在地を記載

・無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し（該当部分がわかるように）の添付

◆過去１年間の実績

・無菌製剤処理による調剤回数（無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方箋枚数）を記載

・紹介の場合は、他の薬局を紹介して対応した回数を記載

＜提出イメージ＞

地域連携薬局

無菌製剤処理を実施できる体制の概要

無菌製剤処理を実施できる体制のうち該当するものを☑し、写真等を貼付してください。

- ☑ 薬局内に無菌製剤処理設備を設置している（当該設備の写真を貼付）
- ☐ 他の薬局の無菌調剤室を利用する（当該設備が無菌調剤室内に設置されていることがわかる写真及び利用に係る契約書の写し等を添付）
- ☐ 薬局が属する日常生活圏（中学校区：＿＿＿＿校区）及び隣接する日常生活圏に無菌製剤処理を実施することができる薬局が存在しないため、無菌製剤処理を実施することができる薬局を紹介する（紹介する際の手順書等を添付）

［貼付・記入欄］※設置している設備について該当するものを☑し、平図面及び写真等を貼付してください。貼付せずに添付する場合は別添のとおりと記載してください。

（ ☑ 無菌調剤室 ☑ クリーンベンチ ☐ 安全キャビネット ）

留意事項

1 薬局内に無菌製剤処理設備（クリーンベンチ、安全キャビネット又は無菌室）を設置している場合は、薬局内に設置されていることがわかる図面及び写真を貼付又は記入して下さい。

2 他の薬局の無菌調剤室を利用する場合は、利用先の薬局の無菌調剤室内の無菌製剤処理設備の写真を貼り付け、<u>別途利用に係る契約書の写し等を添付してください。</u>

3 日常生活圏域（中学校区）及び隣接する日常生活圏域に無菌製剤処理を実施することができる薬局が存在しない場合は、当該薬局が所在する中学校区を記載し、別途、無菌製剤処理を実施することができる最も近い薬局を紹介する手順書等の写しを添付してください。

③医療安全対策

規則第10条の２　第３項
六　薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。

- 医療安全対策の具体的な取組（薬局の業務に応じて、様々な対応が考えられる）
  - ◆ 厚生労働省から公表している各種資材の活用（例：高齢者の医薬品適正使用の指針）
  - ◆ 医薬品に係る副作用等の報告の対応
  - ◆ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加
  - ◆ 製造販売業者による市販直後調査への協力
  - ◆ 医薬品リスク管理計画（RMP：Risk Management Plan）に基づく患者向け資料の活用
  - ◆ 「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDAメディナビ）等を活用した服薬指導等の対応

基準適合表

12	医療安全対策（第３項第６号）	
	医療安全対策の概要　*※該当する項目をチェックすること*	
	□ 医薬品に係る副作用等の報告	
	（参考）過去１年間の報告回数（　　　）回	
	□ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加	
	（参考）過去１年間の報告回数（　　　）回	
	□ その他の取組 具体的な医療安全対策の内容（　　　　　　　　　　）	

◆その他の取組
・具体的に記載する
　（例）医薬品リスク管理計画に基づく患者向け資料の活用
　　　PMDが実施しているPMDAメディケア等を活用した服薬指導　等

③常勤薬剤師の体制

規則第10条の２　第３項
七　当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。

- 地域連携薬局として役割を果たすためには、日頃から会議の参加等を通じて、他の医療提供施設と連携体制を構築するとともに、薬局の利用者に対して薬剤師が継続して関わることにより利用者の薬学的管理を適切に実施していくことが求められることから、当該薬局に継続して勤務している薬剤師を一定程度確保することを求めるために設けたものである。
- 原則として、「常勤」は、当該薬局に週当たり32時間以上勤務、「継続して１年以上常勤として勤務」は、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して１年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当するものであること。
- 職員の働き方を踏まえた運用を示している。
  - ✓ 育児・介護休業法に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満でも常勤（当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上の勤務であれば常勤とする）
  - ✓ 「継続して１年以上」について、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に１年以上常勤として勤務していればよい
  - ✓ 認定取得後、薬剤師が産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得することで、「半数以上」を満たさなくなる場合は、直ちに認定基準を満たさないと判断するものではなく、一定期間後に別の常勤薬剤師が継続１年以上となり、基準を満たす場合は認定を継続可能。地域連携薬局としての機能を適切に果たすことが必要。
  - ✓ 認定取得後、地域連携薬局の業務を充実させるために常勤薬剤師を１名採用することにより、「半数以上」を満たさなくなる場合は、直ちに認定基準を満たさないと判断するものではなく、認定期限までの間に別の常勤薬剤師が継続１年以上となり、基準を満たす場合は認定を継続可能。ただし、地域連携薬局の機能を適切に果たすことが必要。

③研修修了薬剤師の体制

規則第10条の２　第３項
八　当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。

- 地域包括ケアシステムに関する研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」（平成28年２月12日薬生発0212第８号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添）において、技能習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」が、知識習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例」が含まれていることから、当該要綱に基づき研修実施機関が実施した健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師が、本規定の基準を満たす者として取り扱うこととする。

- 上記の研修の修了証では、一定の実務経験として「過去に薬局の薬剤師としての経験が５年以上」を求めているが、研修実施機関において、５年以上の経験とは別に研修の受講を修了した旨の証明書が発行されるのであれば、認定（更新）申請時にその証明書を提示することで差し支えない。

③薬剤師の配置、研修

薬局の薬剤師の勤務状況や研修の受講状況がわかる以下の一覧
任意様式あり（地域連携薬局：別紙7）（専門医療機関連携薬局：別紙11）

共通

●常勤薬剤師の半数以上が継続して１年以上常勤勤務していることがわかる一覧

※認定制度上は、次の薬剤師を「常勤」として取り扱う。
・週当たりの勤務時間が32時間以上の者
・週当たりの勤務時間が24時間以上かつ週4日以上勤務する者(育児･介護休業法の規定に基づき労働時間を短縮している場合に限る。当面の間の措置。)

勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して１年以上常勤として勤務している者であること。
・当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修 を修了した者であること。

地域

●常勤薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する以下の研修を修了していることがわかる一覧及び当該薬剤師の修了証（又は各受講証(※)）の写し

※健康サポート薬局研修Ａ・Ｂ及びe-ラーニングの各受講証

専門

●がんの薬物療法全般に係る専門性の認定(※)を受けた常勤の薬剤師が勤務していることがわかる一覧及び当該薬剤師の認定証などの写し

※専門性の認定を行う団体として厚生労働省に届出を行っている団体の認定

令和3年6月９日届出
・ 一般社団法人日本医療薬学会
・ 一般社団法人日本腫瘍薬学会

③薬局内の薬剤師への研修の受講

規則第10条の２　第３項
九　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。

- 地域連携薬局は、同項第８号に基づき研修を修了した薬剤師のみならず、当該薬局に勤務する他の薬剤師も地域包括ケアシステムに係る内容を理解した上で業務に携わることが適当であることから、当該薬局に勤務する薬剤師に対して、地域包括ケアシステムに係る内容が学習できる研修を毎年継続的に受講させることを求めたものである。
- 当該研修については、外部研修が望ましいが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容する。
- あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。

③常勤薬剤師の体制・研修修了薬剤師の体制 薬局内の薬剤師への研修の受講（基準適合表）

13	・継続して１年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第３項第７号） ・地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師（第３項第８号）	
	常勤として勤務している薬剤師数	（　　　）人
	継続して１年以上勤務している常勤薬剤師数	（　　　）人
	研修を修了した常勤薬剤師数	（　　　）人
	第７号又は第８号に該当する薬剤師一覧	添付書類⑫
14	地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講（第３項第９号）	
	研修の実施計画の写しを添付	添付書類⑬

◆第７号又は第８号に該当する薬剤師一覧（任意様式あり）
・例示様式（地域連携薬局１３関係）の使用による提出も可
・第8号に該当する薬剤師は、健康サポート薬局に係る研修の修了証又は健康サポート薬局研修A・B及びe-ラーニングの各受講証の写しを添付すること
（当該修了証等の原本の提示でも差し支えない）
◆研修の実施計画の写しを添付すること

③常勤薬剤師の体制・研修修了薬剤師の体制

＜提出イメージ＞

【別紙７】

地域連携薬局

当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び地域包括ケアシステムに関する研修の修了状況、受講状況の一覧

申請の前月末日時点で当該薬局に勤務している全ての薬剤師の申請の前月末日時点における表に掲げる各項目について、記載してください。ただし、応援として１日のみ当該薬局で勤務するなど、通常の週当たりの勤務時間及び勤務日数の設定がない薬剤師については、記載する必要はありません。

［実績等記入欄］

氏 名	薬剤師免許証番号	週当たりの勤務時間及び勤務日数	常勤※1	常勤勤務を開始した年月日	育児休業等の状況	地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修 健康サポート薬局研修※2 研修の修了・受講状況	継続的研修※3（一年以内ごと）の有無
○○ ○○	111111	42 ・ 6	該当・非該当	平成２８年４月１日	―	研修修了 ・ 研修受講済 ・ 無	有・無
△△ △△	222222	32 ・ 5	該当・非該当	平成３０年４月１日	―	研修修了 ・ 研修受講済 ・ 無	有・無
□□ □□	333333	32 ・ 5	該当・非該当	令和３年４月１日	―	研修修了 ・ 研修受講済 ・ 無	有・無
×× ××	444444	10 ・ 2	該当・非該当	令和２年４月１日	―	研修修了 ・ 研修受講済 ・ 無	有・無
		・	該当・非該当	年 月 日		研修修了 ・ 研修受講済 ・ 無	有・無
		・	該当・非該当	年 月 日		研修修了 ・ 研修受講済 ・ 無	有・無
		・	該当・非該当	年 月 日		研修修了 ・ 研修受講済 ・ 無	有・無
		・	該当・非該当	年 月 日		研修修了 ・ 研修受講済 ・ 無	有・無

常勤薬剤師合計人数		(A) のうち継続して１年以上勤務している人数		(A) のうち健康サポート薬局に関する研修を修了している人数	
(A)	３人	(B)	２人	(C)	２ 人

(B) ／ (A) 0.67 ≧ 0.5（適）
(C) ／ (A) 0.67 ≧ 0.5（適）

［留意事項］

※１ 常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。

※２ 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、健康サポート薬局に関する研修を修了した者又は健康サポート薬局に係る研修を受講した者（各都道府県薬剤師会が実施する技能取得型研修Ａ及び技能取得型研修Ｂ、日本薬剤師会が実施する知識習得型研修 e-ラーニングの全てを受講した者）であること。

※３ 当該薬局に勤務する全ての薬剤師に対して、地域包括ケアシステムに係る内容が学習できる研修を毎年継続的に受講することを求めており、外部研修が望ましいが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修も認められます。実施計画に基づき、毎年実施し、日時、参加者等に係る記録を保存しておいてください。

1

修了証の写し

健康サ第　　　　　号

＜参考＞

健康サポート薬局研修修了証

○　○　○　○　　様

年　　月　　日生

「健康サポート薬局研修」実施要領に基づき 必要な研修すべてを修了するとともに 薬局における必要な実務経験年数を満たしていることを確認しましたので 研修修了証を交付します

修了証の有効期限：　　　年　　月　　日

研修実施機関：

研修受講地（地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応）：

年　　月　　日

各受講済みの証明書の写し

A

○○○○

健康サポート薬局　技能習得型研修

受 講 証 明 書

－研修会A－

○○　○○○　様

薬剤師名簿登録番号：

あなたは健康サポート薬局に係る下記研修を受講されましたのでこれを証します

【研修内容】
研修会名：研修会A　健康サポートのための多職種連携研修
研修会番号：
開催日：
場　所：

○○○○年　○月　○日

（有効期限：発行日より３年間）

＜参考＞

B

証明書発行番号

健康サポート薬局　技能習得型研修

受 講 証 明 書

－研修会B－

○○　○○○　様

薬剤師名簿登録番号：0000000

あなたは健康サポート薬局に係る下記研修を受講されましたのでこれを証します

【研修内容】
研修会名：研修会B　健康サポートのための薬剤師の対応研修
研修会番号：
開催日：
場　所：

○○○○年　○月　○日

（有効期限：発行日より３年間）

＜参考＞

e-ラーニング

第□□□□号

健康サポート薬局　知識習得型研修
受講証明書

様

薬剤師名簿登録番号：

あなたは健康サポート薬局の
知識習得型研修(e-ラーニング)を
受講されましたのでこれを証します。

【研修内容】
健康サポート薬局　知識習得型研修

○○○○年○月○日
（有効期限：発行日より３年）

＜参考＞

③医薬品の適正使用に関する情報提供

規則第10条の２　第３項
十　当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。

- 地域連携薬局は、地域の他の医療提供施設に対して、新薬の情報、同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴等、医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室としての役割を果たすことを求めたもの。
- 認定申請又は認定更新申請の前月までの過去１年間において情報提供した実績が必要である。

基準適合表

15	地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供（第３項第10号）		
		情報提供先（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ※情報提供を行った内容の写しを１回分添付する	添付書類⑭
		（参考）情報提供の回数（＿＿＿）回	

◆情報提供先
・特定の医療提供施設名または複数に行った場合は地域の範囲や主な医療提供施設名
・情報提供を行った内容の写しを１回分添付
◆情報提供の回数は、過去１年間の回数

③医薬品の適正使用に関する情報提供
（ＤＩ室機能）

過去１年間における以下の書類

地域

●他の医療提供施設（※）に対して医薬品の適正使用に関する情報を提供したことがわかる書類
（１件分。写し）

専門

●他の医療提供施設（※）に対してがん治療に関する医薬品の適正使用に関する情報を提供したことがわかる書類
（１件分。写し）

※病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設

【提供する情報】

地域の他の医療提供施設に対して次のような医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室（DI室）としての役割を果たすことを求めたもの。
・新薬の情報
・同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴
・後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴　等

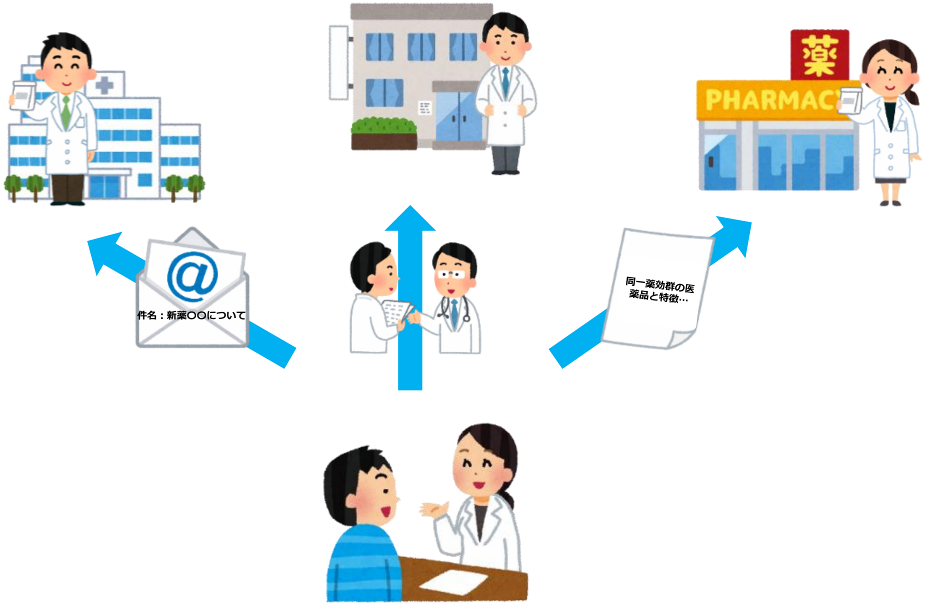

④居宅等における対応実績

規則第10条の２　第４項
一　居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、月平均二回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる。

- 居宅等における調剤の業務並びに訪問診療を利用する者に対する情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を恒常的に実施していることを担保するため、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去１年間において月平均２回以上これらを実施した実績を求めるものである。
- 実績として計上する回数は居宅等を訪問して指導等を行った回数とするが、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は、調剤の業務並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った人数にかかわらず１回とすること。また、同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわらず１回とすること。
- また、本規定は、在宅医療の対応を確保するために設けたものであり、本規定で定められた実績を達成すること自体を目的とするのではなく、当該実績を満たした後であっても、薬剤師が医療上必要と認める場合や利用者が希望する場合等にその都度行うことが求められること。

④医療機器・衛生材料の提供体制

規則第10条の２　第４項
二　高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。

- 訪問診療を利用する者に対しては、医療機器やそれ以外の衛生材料が必要となる場合も想定されることから、これらを提供できるようにするために設けたもの。

- 医療機器の中には高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）に該当するものも含まれるため、法第39条第１項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けることを求めるものである。また、訪問診療を利用する者に対してだけでなく、訪問診療に関わる医療機関等に対しても必要に応じて医療機器や衛生材料の提供を行うこと。

- なお、薬局で保管する医療機器・衛生材料は、薬局において必要と判断するものに限って差し支えないが、保管したもの以外のものが必要になった場合には速やかに入手できる体制を構築しておくこと。

④医療機器・衛生材料の提供体制
居宅等における対応実績（基準適合表）

16	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績（第４項第１号）	
		年間（　　　　）回　（月平均（　　　　）回） （参考）過去１年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者総数（　　　　）人
17	医療機器及び衛生材料を提供するための体制（第４項第２号）	
		※該当する項目をチェックすること ☐ 高度管理医療機器等の販売業の許可番号（　　　　　　） ☐ 許可証の写しの提出（添付書類⑮　）
		（参考）提供した医療機器等（　　　　　　　　　　　　）

◆過去１年間の実績を記載
◆過去１年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者総数を記載
◆高度管理医療機器等の販売業の許可番号を記載又は許可証の写しを添付
◆過去１年間に提供した医療機器や衛生材料の記載（実績がない場合はその旨）

専門医療機関連携薬局の基準

●専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第６条の３第１項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、**がん**とすること。

	法律	基準
1	**構造設備**が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備 ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の**医療提供施設と共有する体制**が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った**実績** （①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した**実績**） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	**専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制**が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制 ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して１年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

傷病の区分

法第６条の３　薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるがんその他の傷病の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。

規則第10条の３　第１項
—　法第六条の三第一項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとする。

- 専門医療機関連携薬局は、法第６条の３第１項に基づき厚生労働省令で定める傷病の区分ごとに認定することとしており、規則10条の３第１項において、「がん」を定めた。
- 今般、認定にあたり必要な基準は、がんの区分に対応したものを設けているが、今後、傷病の区分を追加した際は、その区分に対応する基準を定めるものであること。
- なお、専門医療機関連携薬局の認定証は、傷病の区分を明記。

①構造設備

規則第10条の３　第２項
一　利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。
二　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。

- がんの治療を受けている利用者に対して、より安心して相談ができる環境を確保する必要があるため、個室その他のプライバシーの確保に配慮された設備を求めている。
- 「個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備」とは、個室に限らず、服薬指導等を行うカウンターのある場所や利用者の待合スペースから十分離れていて、プライバシーに配慮した場所であれば要件を満たすとみなし得るものであり、具体的な対応は、薬局の規模や構造などによっても異なるものである。
- 上記以外は、地域連携薬局と同様の考え方。

基準適合表

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第２項第１号）	
	・利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室等の設備 ・相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	添付書類②
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第２項第２号）	
	※該当する項目をチェックすること □ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 □ 段差のない入口を設置している。 □ 車いすでも来局できる構造である。 □ その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造（　　　　　　　　　　）	添付書類③

◆地域連携薬局の項目も参照
◆該当する設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること
・個室の場合は、個室であることがわかるように、プライバシーに配慮している状況がわかるように図面や写真等に説明を加えて提出すること

②がん治療に係る医療機関の会議への参加

規則第10条の３　第３項
一　薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために第一項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。

- 専門医療機関連携薬局としてその役割を発揮するためには、がん治療に係る医療機関との連携体制を構築した上で、利用者の治療方針を共有することや必要な情報提供を行うことなどの業務に取り組むことが求められる。このため、薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するためにがんの区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関が開催する会議に継続的に参加させていることを求めているもの。
- 参加の頻度については、当該医療機関における会議の開催状況を踏まえつつ、薬局として参加すべきものを検討した上で積極的に関わっていくこと。
- 「第１項に規定する傷病の区分（本規定ではがんの区分）に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関」とは、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関（がん治療に係る医療機関）であること。

②熊本県のがん治療に係る医療機関

- 厚生労働省の指定する都道府県がん診療連携拠点病院は熊大病院
- 厚生労働省の指定する地域がん診療連携拠点病院は熊本医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、荒尾市民病院、熊本労災病院、人吉医療センター。
- 県の指定するがん診療連携拠点病院は、くまもと森都総合病院、熊本地域医療センター、高野病院、熊本中央病院、山鹿市民医療センター、熊本再春医療センター、熊本総合病院、天草地域医療センター、天草中央総合病院、水俣市立総合医療センター、熊本南病院、阿蘇医療センター

二次保健医療圏をがん医療圏とします。

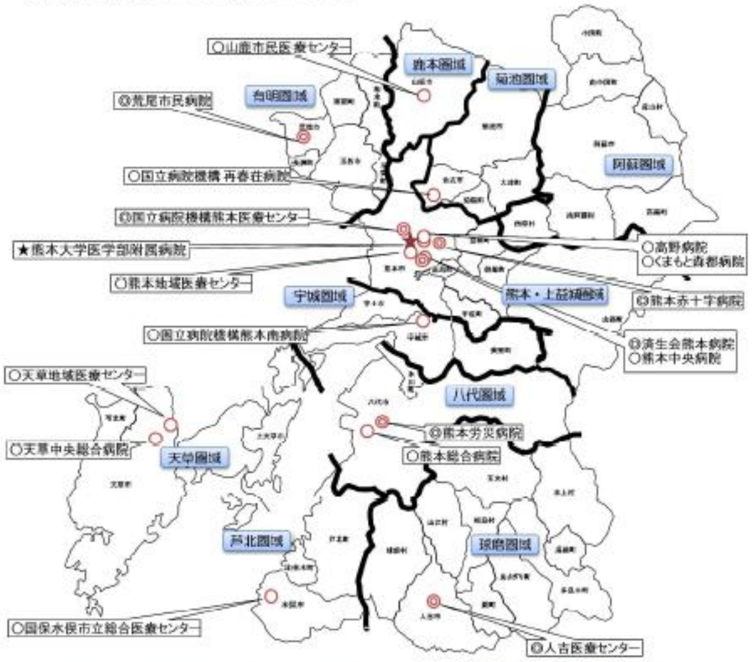

★都道府県がん診療連携拠点病院⑥
熊本大学医学部附属病院

◎地域がん診療連携拠点病院⑦
熊本赤十字病院
国立病院機構熊本医療センター
済生会熊本病院
荒尾市民病院
労働者健康安全機構熊本労災病院
地域医療機能推進機構人吉医療センター

○熊本県指定がん診療連携拠点病院⑧
熊本中央病院
国立病院機構熊本再春荘病院
地域医療機能推進機構熊本総合病院
国保水俣市立総合医療センター
天草地域医療センター
地域医療機能推進機構天草中央総合病院
熊本地域医療センター
くまもと森都総合病院
大腸肛門病センター高野病院
山鹿市民医療センター
国立病院機構熊本南病院

⑥ 都道府県がん診療連携拠点病院とは、都道府県内で中心的役割を果たすよう厚生労働大臣が指定した病院で、専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県内のがん診療の連携協力体制の整備やがんに関する相談支援情報の提供を担う医療機関です。
⑦ 地域がん診療連携拠点病院とは、地域内で中心的役割を果たすよう厚生労働大臣が指定した病院で、専門的ながん医療を提供するとともに、各地域（二次保健医療圏）のがん診療の連携協力体制の整備やがんに関する相談支援情報の提供を担う医療機関です。
⑧ 熊本県指定がん診療連携拠点病院とは、熊本県内の各地域においてがん診療連携の中核を担うよう熊本県が指定した病院で、県民に安心かつ適切ながん診療を提供できると認められる医療機関です。

②がん治療に係る医療機関の薬剤師等に対する報告・連絡体制

規則第10条の３　第３項
二　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。

- 当該薬局に勤務する薬剤師とがん治療に係る医療機関の薬剤師等との間で随時報告及び連絡することができる体制を備えていることが必要。

  ① がん治療を行った医療機関における患者の治療方針（レジメン等）を理解し、当該患者の服薬情報を把握するとともに、副作用等の必要な情報を入手し、がん治療に係る医療機関の医師、薬剤師等に提供すること。
  ② 外来化学療法で治療を受けているがん患者が在宅医療に移行する際には、主治医の指示等に基づいて居宅等を訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学的管理を行うため、専門医療機関連携薬局ががん治療に係る医療機関の治療方針や服薬情報を当該薬局に提供すること。

- 薬局が他の医療提供施設と連携しつつ、これらの対応が実施できることを、地域における他の医療提供施設に広く周知するとともに、薬局に来局する利用者に対して十分理解されるよう、実施できる内容の掲示や必要に応じた説明など積極的な周知を行うこと。

②報告及び連絡した実績

規則第10条の３　第３項
三　薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について第一号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。

- 前号の体制を構築した上で、薬局開設者が、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去１年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、当該薬剤師からがん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して、当該薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうち半数以上のがん患者について情報の報告及び連絡を行わせた実績を求めるものであること。

- なお、がん患者とは、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる者を判断すること。

②報告及び連絡した実績

過去１年間における以下の実績一覧

地域

●薬局薬剤師から医療機関の薬剤師その他の医療関係者へ利用者の服薬情報に関する次のような情報提供(共有)を実施した月ごとの実績（１年間の月平均３０回以上）

- 利用者の入院に当たっての情報共有
- 医療機関からの退院に当たっての情報共有
- 外来の利用者に関する情報共有
- 居宅等訪問の報告書等による情報共有

専門

●薬局薬剤師から専門医療機関の薬剤師その他の医療関係者へがん患者(利用者)の服薬情報に関する情報提供(共有)を実施した１年間の実績（１年間のがん患者の半数以上の者について、１回以上の情報提供実績）

共通

●薬局薬剤師が服薬指導等の主体的な情報収集により得られた情報を文書や電磁的記録で提供した情報提供（共有）が対象。

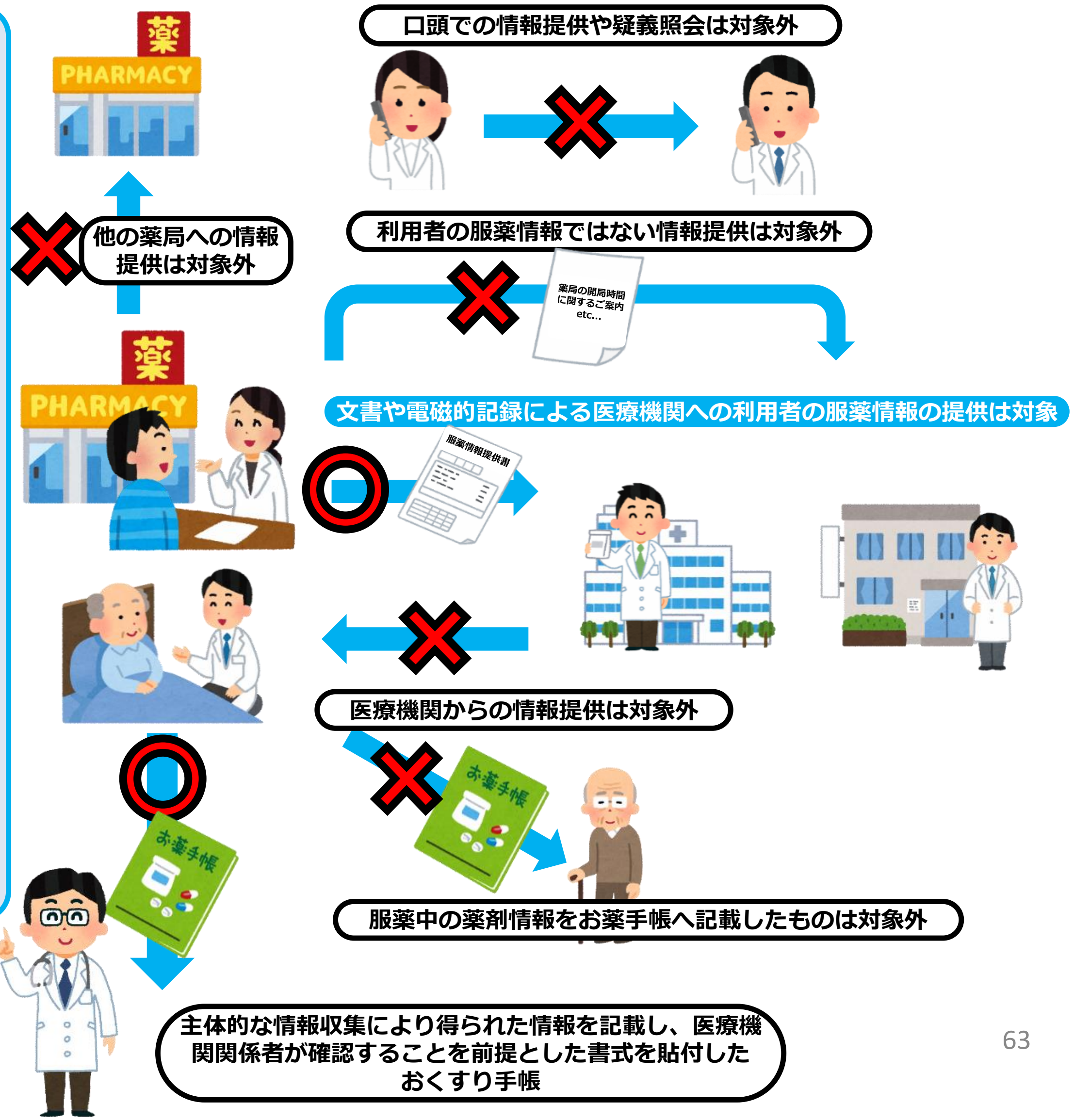

②がん治療に係る医療機関の会議への参加 薬剤師等に対する報告・連絡体制 報告及び連絡した実績（基準適合表）

3	・がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加（第３項第１号） ・前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第３項第２号） 主な連携先の医療機関 名　称①： 所在地①： 名　称②： 所在地②： 会議の名称：　,
4	上記の報告及び連絡した実績（第３項第３号） 過去１年間のがん患者総数（　　　）人 うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した患者数（　　　）人 添付書類④ （参考）報告及び連絡した情報提供回数　年間（　　　）回

◆主な連携先の医療機関
・利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡しているがんに係る専門的な医療機関の名称及び所在地を記載
◆会議の名称
・過去１年間に参加した連携先の医療機関が開催した会議の名称を記載
◆過去１年間の実績として該当する人数（がん患者数）を記載し、うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した患者数を記載
◆報告及び連絡した際の資料（情報提供文書等）の写しを１回分添付
（個人情報に該当する部分はマスキングすること）

②他の薬局への報告・連絡体制

規則第10条の３　第３項
四　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

- 他の薬局に利用者の薬剤等の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等の使用に関する情報を報告及び連絡するための方法等を明確にしておくことが求められる。
- 例えば、他の薬局をかかりつけの薬剤師のいる薬局としていた利用者が、がんの治療にあたり必要な薬剤等に関しては当該専門医療機関連携薬局を利用している場合、利用者の同意の下で他の薬局からの求めに応じて、薬剤の適正使用に必要となる利用者の情報を当該他の薬局へ情報提供することが想定される。なお、「他の薬局」には地域連携薬局も含まれるものであること。

基準適合表

5	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第３項第４号）		
		利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付	添付書類⑤

◆別紙として、手順書の写しを添付（記載部分がわかるように提出）

③開店時間外、休日夜間等

規則第10条の３　第４項
一　開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
二　休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。
三　在庫として保管する第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。
四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。
五　医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。

- 地域連携薬局と同様の考え方

基準適合表

8	在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第４項第３号）	
	がんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）を添付	添付書類⑥
	（参考）過去１年間のがんに係る医薬品提供の実績（　　）回	

◆別紙として、手順書の写しを添付（記載部分がわかるように提出）

③常勤薬剤師/専門性を有する薬剤師の体制

規則第10条の３　第４項
六　当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。
七　第六項に規定する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。

- 常勤薬剤師の体制は、地域連携薬局と同様の考え方。
- 傷病の区分に係る専門性を有する常勤の薬剤師は、規則第10条の３第６項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体が認定する薬剤師であること。（がんの区分に係る専門性とは、抗がん剤の化学療法の知識のほか、支持療法で用いる薬剤も含め、がんの薬物療法全般に係る専門性を有する薬剤師であること。）
- 専門性を有する薬剤師を認定する団体は、届出を受理した時点で団体名、当該団体が認定する専門性の名称の一覧を公表。（厚生労働省ホームページ等）
  - ・一般社団法人日本医療薬学会（令和3年6月９日届出）
  - ・一般社団法人日本腫瘍薬学会（令和3年6月９日届出）

（参考）規則第10条の３
第６項　法第六条の三第二項第二号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体により、第一項に規定する傷病の区分に係る専門性の認定（以下単に「専門性の認定」という。）を受けた薬剤師であることとする。
一　学術団体として法人格を有していること。
二　会員数が千人以上であること。
三　専門性の認定に係る活動実績を五年以上有し、かつ、当該認定の基準を公表している法人であること。
四　専門性の認定に当たり、医療機関における実地研修の修了、学術雑誌への専門性に関する論文の掲載又は当該団体が実施する適正な試験への合格その他の要件により専門性を確認していること。
五　専門性の認定を定期的に更新する制度を設けていること。
六　当該団体による専門性の認定を受けた薬剤師の名簿を公表していること。

③薬局内の薬剤師への専門的な研修の受講

規則第10条の３　第４項
八　薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。

- 同項第７号に基づく専門性を有する薬剤師のみならず、当該薬局に勤務する他の薬剤師もがんに係る専門的な薬学的知見に基づく指導等の対応ができるよう、当該薬局に勤務する薬剤師に対して、がんに係る専門的な薬学的知見に基づく指導等に必要な内容が学習できる研修を毎年継続的に受講させることを求めたものである。
- 当該研修については、外部研修が望ましいが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容するものであり、あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。

③他の薬局に対する専門的な研修の実施

規則第10条の３　第４項
九　当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行つていること。

- 専門医療機関連携薬局における対応のみならず、地域の他の薬局においても、がん治療を受けている利用者が来局することが想定されることから、専門医療機関連携薬局に勤務する薬剤師が地域の他の薬局に勤務する薬剤師に対して、がんに係る専門的な薬学的知見に基づく指導等に関する研修を継続的に行うことで、地域でがん治療を受けている利用者に対応できる体制を構築するために設けたもの。

- 研修の実施にあたっては、必要に応じて日頃から連携しているがん治療に係る医療機関の協力も得ながら実施することとし、研修内容は、専門的な薬学的知見に基づく指導等の内容のみならず、利用者が安心して医療を受けることができるよう、コミュニケーション等も含めた指導方法等の内容も含まれること。

- また、当該研修については、あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。

③薬剤師の配置、研修

薬局の薬剤師の勤務状況や研修の受講状況がわかる以下の一覧
任意様式あり（地域連携薬局：別紙7）（専門医療機関連携薬局：別紙11）

共通

●常勤薬剤師の半数以上が継続して１年以上常勤勤務していることがわかる一覧

※認定制度上は、次の薬剤師を「常勤」として取り扱う。
- ・週当たりの勤務時間が32時間以上の者
- ・週当たりの勤務時間が24時間以上かつ週4日以上勤務する者(育児・介護休業法の規定に基づき労働時間を短縮している場合に限る。当面の間の措置。)

勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して１年以上常勤として勤務している者であること。
- ・当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修 を修了した者であること。

地域

●常勤薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する以下の研修を修了していることがわかる一覧及び当該薬剤師の修了証（又は各受講証(※)）の写し

※健康サポート薬局研修Ａ・Ｂ及びe-ラーニングの各受講証

専門

●がんの薬物療法全般に係る専門性の認定(※)を受けた常勤の薬剤師が勤務していることがわかる一覧及び当該薬剤師の認定証などの写し

※専門性の認定を行う団体として厚生労働省に届出を行っている団体の認定

令和3年6月９日届出
- 一般社団法人日本医療薬学会
- 一般社団法人日本腫瘍薬学会

③常勤薬剤師/専門性を有する薬剤師の体制他の薬局に対する専門的な研修の実施・薬局内の薬剤師への専門的な研修の受講・他の薬局に対する専門的な研修の実施（基準適合表）

11	・継続して１年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第４項第６号） ・がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師（第４項第７号）	
	常勤として勤務している薬剤師数	（　　　）人
	継続して１年以上勤務している常勤薬剤師数	（　　　）人
	第６号又は第７号に該当する薬剤師一覧	添付書類⑩
12	がんに係る専門的な内容の研修の受講（第４項第８号）	
	研修の実施計画の写しを添付	添付書類⑫
13	地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施（第４項第９号）	
	研修の実施計画の写しを添付	添付書類⑬

◆第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧
・例示様式（専門医療機関連携薬局１１関係）の使用による提出も可
・第７号に該当する薬剤師は、がんに係る専門性の認定をうけたことを証する書類の写しを添付（添付書類⑪）すること（当該認定証等の原本の提示でも差し支えない）
◆**当該薬局に勤務する薬剤師に対する**研修の実施計画の写しを添付（第８号）
◆**地域の他の薬局に勤務する薬剤師に対する**研修の実施計画の写しを添付（第9号）

③医薬品の適正使用に関する情報提供

規則第10条の３　第４項 十　当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。

- 専門医療機関連携薬局は、地域の他の医療提供施設に対して、抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、承認審査で用いられた臨床試験の情報、PMDAにおける当該医薬品の審査報告書の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）の情報など、がん治療で用いられる医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室としての役割を果たすことを求めたもの。

- 認定申請又は認定更新申請の前月までの過去１年間において情報提供した実績が必要である。

基準適合表

14	地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供（第４項第１０号）		
		情報提供先（　　　　　　　　　　　　　） ※情報提供を行った内容の写しを１回分添付する。	添付書類⑭

◆情報提供先
- 特定の医療提供施設に対する情報提供であれば当該医療提供し捨ての名称を、地域における複数の医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の範囲や主な医療提供施設の名称を記載
- **情報した文書等を１回分添付**

③医薬品の適正使用に関する情報提供
（ＤＩ室機能）

過去１年間における以下の書類

地域

●他の医療提供施設（※）に対して医薬品の適正使用に関する情報を提供したことがわかる書類
（１件分。写し）

専門

●他の医療提供施設（※）に対してがん治療に関する医薬品の適正使用に関する情報を提供したことがわかる書類
（１件分。写し）

※病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設

【提供する情報】

地域の他の医療提供施設に対して次のような医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室（DI室）としての役割を果たすことを求めたもの。

・新薬の情報
・同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴
・後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴　等

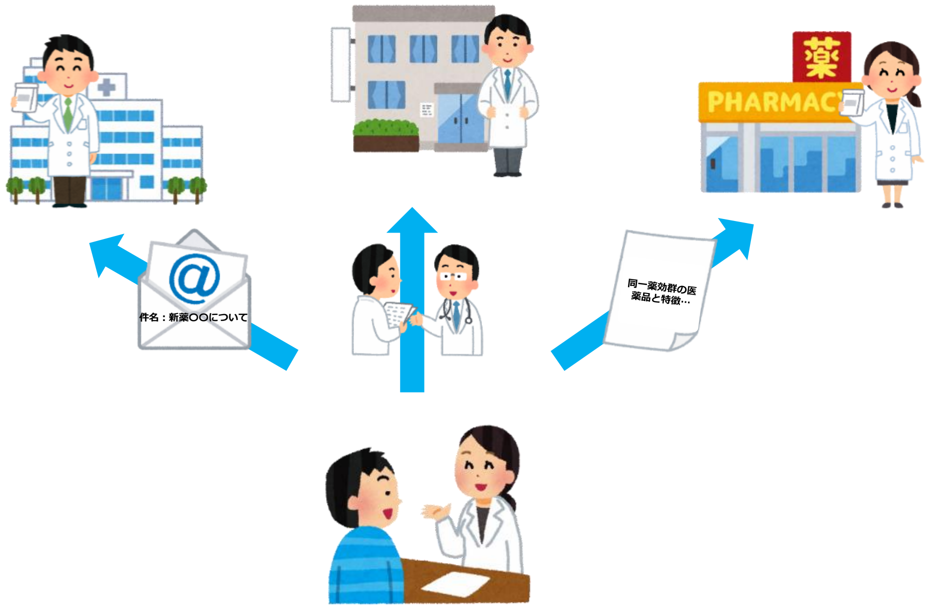

認定薬局の基準の考え方

- **患者が安心して相談しやすい体制**

地域　構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

専門　構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

- **医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）**

地域　地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）

専門　医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

- **地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）**

地域　時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）

専門　時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

- **一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制**

地域　常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策

専門　常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

- **在宅医療に対応する体制**

地域　在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

認定申請をしようとする際は・・・

○認定を受けようとする方は、次の書類・手数料を熊本県庁又は管轄の保健所（衛生環境課）へ提出してください。

- 認定申請書類
- 熊本県領収証紙　11,000円

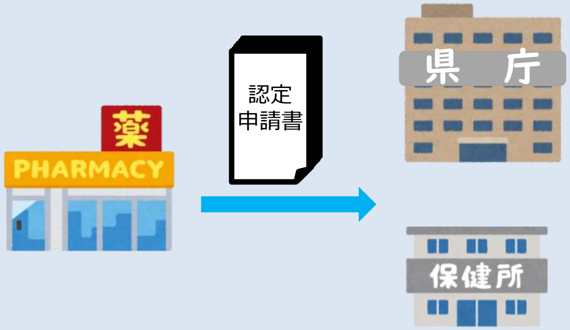

※　地域連携薬局・専門医療機関連携薬局について、手数料は同額です。

※　認定申請・認定更新申請について、手数料は同額です。

※　地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の両方の認定を受けようとする場合は、それぞれの申請書等の提出が必要です。

※　認定更新申請は、申請書のみ認定申請と異なりますが、添付書類は同様のものを御提出いただきます。

受付窓口機関・課名等		電話番号	所在地	所管地域
熊本県庁	薬務衛生課	096-333-2242	熊本市中央区水前寺6-18-1	熊本市
有明保健所 玉名地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0968-72-2184	玉名市岩崎1004-1	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
山鹿保健所 鹿本地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0968-44-4121	山鹿市山鹿465-2	山鹿市
菊池保健所 県北広域本部 保健福祉環境部	衛生環境課	0968-25-4135	菊池市隈府1272-10	菊池市、合志市、菊陽町、大津町
阿蘇保健所 阿蘇地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0967-24-9035	阿蘇市一の宮町宮地2402	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村
御船保健所 上益城地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	096-282-0016	上益城郡御船町辺田見396-1	益城町、御船町、嘉島町、山都町、甲佐町
宇城保健所 宇城地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0964-32-1148	宇城市松橋町久具400-1	宇土市、宇城市、美里町
八代保健所 県南広域本部 保健福祉環境部	衛生環境課	0965-33-3198	八代市西片町1660	八代市、氷川町
水俣保健所 芦北地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0966-63-4104	水俣市八幡町3-2-7	水俣市、芦北町、津奈木町
人吉保健所 球磨地域振興局 保健福祉環境部	衛生環境課	0966-22-3107	人吉市西間下町86-1	人吉市、五木村、山江村、相良村、錦町、あさぎり町、水上村、湯前町、多良木町
天草保健所 天草広域本部 保健福祉環境部	衛生環境課	0969-23-0172	天草市今釜新町3530	上天草市、天草市、苓北町

認定制度に関する県ホームページ

/soshiki/45/97259.html

熊本県 Kumamoto Prefecture

本文へ　文字の大きさ・色の変更　音声読み上げ　Foreign Language　マイページ　検索

防災・くらし・環境　健康・福祉・子育て　観光・しごと・産業　学び・文化・国際　まちづくり・社会基盤　県の紹介・計画・入札

現在地　ホーム > 組織でさがす > 健康福祉部 > 薬務衛生課 > 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について

足あと　変更届書関係 > 薬務衛生課 > 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について > 薬務衛生課 > 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について > 【重要：6月11日更新】大規模集客施設等に対する時短要請協力金の受付を開始します > 認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について

認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について

印刷　文字を大きくして印刷　ページ番号：0097259　更新日：2021年6月17日更新

患者さんが自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度が、令和3年8月1日から始まります。

薬局の認定制度の概要

患者さんに対して安心・安全で質が高く効果的・効率的な医療・介護サービスを提供する上で、患者さんが有効で安全な薬物療法を切れ目なく継続的に受けられることが必要です。そのためには、薬物療法に関わる関係者が、患者さんの服薬状況等の情報を共有しながら、最適な薬学的管理やそれに基づく指導を実施することが求められています。

このように、薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者さんが自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局を、都道府県が認定する制度（認定薬局制度）が創設されました。

緊急・重要なお知らせ

2021年6月14日更新　熊本県飲食店感染防止対策認証制度がスタートしました！

2021年6月14日更新　【重要：6月14日更新】熊本県時短要請協力金の受付を開始します

2021年6月14日更新　【6月14日】知事臨時記者会見（「熊本ワクチン接種モデル」について）

2021年6月11日更新　新型コロナウイルス感染症対策に係る国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルについて

2021年6月11日更新　【重要：6月11日更新】大規模集客施設等に対する時短要請協力金の受付を開始します

様式のダウンロードも可能です

shiki/45/97259.html

申請・届出について

1　認定を新たに受ける際の手続き

1　提出先及び提出部数

- 営業所の所在地が熊本市の場合は健康福祉部健康局薬務衛生課へ1部提出してください。
- 営業所の所在地が熊本市以外の場合は所在地を管轄する県保健所へ2部提出してください

地域連携薬局認定申請　（新規申請）

1　提出書類

（1）　地域連携薬局認定申請書［様式第5の2］ 申請書（Wordファイル：66KB）　申請書（PDFファイル：199KB）

（2）　添付書類

添付書類一覧　地域連携薬局（PDFファイル：346KB）

(1) 認定基準適合表（別紙3（Wordファイル：40KB））
(2) 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の概要（任意様式：別紙4（Wordファイル：69KB））
(3) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造設備の概要（任意様式：別紙5（Wordファイル：71KB））
(4) 過去1年間に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について、地域における医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した際の情報提供文書等の写し（1回分）
(5) 利用者の薬剤等の情報について、地域における他の薬局に対して報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）
(6) 当該薬局で用いている「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」の例
(7) 地域における休日及び夜間の調剤応需体制がわかる資料
(8) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者の薬局に提供する際の手順を示した手順書等の該当箇所の写し
(9) 麻薬小売業免許証の写し
(10) 無菌製剤処理を実施できる体制の概要（任意様式：別紙6（Wordファイル：70KB））
(11) 当該薬局に勤務する薬剤師に関する情報及び地域包括ケアシステムに関する研修の修了状況及び受講状況の一覧（第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧）（任意様式：別紙7（Wordファイル：26KB））
(12) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の地域包括ケアシステムに関する研修（健康サポート薬局に係る研修）の修了証又は健康サポート薬局に係る研修を受講したことを証明する書類（各都道府県薬剤師会が実施する技能

検索キーワード

熊本県　認定薬局

熊本県ホームページ
認定薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）関係について
https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/97259.html

ご清聴ありがとうございました